

はじめに



京都市長

木下 頼兼

「歩くまち・京都」の実現を目指す京都市では、この度、高齢者や身体に障害のある方などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整えるため、阪急河原町駅を中心とした河原町地区を対象に「河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」を策定致しました。

この構想は、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」や、平成14年10月に京都市独自の取組として策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づき、桂地区、山科地区、向島地区、烏丸地区、京都地区及び嵯峨嵐山地区に続いて策定したものであり、駅や駅周辺の道路などのバリアフリー化を重点的、一体的に推進していくための基本的事項を定めたものです。

今後は、この構想に基づき、公共交通事業者や関係行政機関などと連携して、永年待ち望まれておりました阪急河原町駅へのエレベーターの設置や京阪四条駅への電光式列車運行情報案内板の設置をはじめとする駅の改善、更には、駅と駅周辺の主要施設を結ぶ経路などのバリアフリー化を着実に推進し、安らぎと華やぎに満ちた、「にぎわいと歴史あふれ、歩いて楽しいおもてなしのまち」を実現して参ります。

結びに、河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議において熱心に御議論、御検討を重ねていただきました委員の皆様並びに貴重な御意見を賜りました多くの市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成18年10月

目 次

第1章 「河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」策定の背景, 位置付け及び目標年次	1
第2章 河原町地区の概況	5
第3章 河原町地区のまちづくりの方向性	9
第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	13
第5章 重点整備地区の区域及び特定経路, 準特定経路	16
第6章 河原町地区の課題・問題点	19
第7章 バリアフリー化事業計画の概要	28
第8章 バリアフリー化事業の推進体制	42
＜参考資料1＞	
河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議 分科会〔現地踏査〕の概要	45
＜参考資料2＞	
河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議 委員名簿	47

第1章 「河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」策定の背景、 位置付け及び目標年次

京都市では、阪急河原町駅を中心とした徒歩圏内の地区（以下「河原町地区」といいます。）を対象に、駅や駅周辺の道路などのバリアフリー化（段差をなくしたり、視覚障害のある方を誘導するための点字ブロックを設置することなど）を推進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）及び「京都市交通バリアフリー全体構想」（以下「全体構想」といいます。）に基づき、「河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」（以下「河原町地区基本構想」といいます。）を策定することとしました。

その背景と、河原町地区基本構想の位置付け及びバリアフリー化の目標年次を示します。

1 河原町地区基本構想策定の背景

(1) 交通バリアフリー法の制定

ア 交通バリアフリー法制定の趣旨

我が国では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進んでおり、平成27年（2015年）には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢化社会が到来すると予測されています。また、身体に障害のある方をはじめとする、すべての人が同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきており、このような背景から、高齢者や身体に障害のある方などが自立した日常生活や社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが強く求められています。

そして、このような都市環境の整備の一つとして、日常生活や社会生活を送るために欠かすことのできない鉄道やバスなどの公共交通機関の旅客施設^{※1)}や車両^{※2)}及び旅客施設周辺の道路などのバリアフリー化を促進し、安全、円滑に公共交通機関を利用することができるようにするため、平成12年11月に交通バリアフリー法が施行されました。

※1) 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナルなど

※2) 鉄道車両、軌道車両、乗合バス車両など

イ 交通バリアフリー法に定められた市町村の責務

市町村は、1日当たりの利用者数が5,000人以上であるなどの主要な旅客施設（「特定旅客施設」といいます。）を中心とし、特にバリアフリー化を推進する必要性が高いと認められる地区を「重点整備地区」に指定し、重点整備地区ごとに、旅客施設やその周辺の道路及び駅前広場などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、その基本的事項を定めた「移動円滑化基本構想」を策定することができることとなりました。

(2) 全体構想の策定

ア 全体構想策定の趣旨

京都市では、交通バリアフリー法に規定された移動円滑化基本構想の策定に先立ち、京都市独自の取組として、全市的な観点から重点整備地区を選定するとともに、重点整備地区以外を含めた旅客施設や車両及び旅客施設周辺の道路などのバリアフリー化推進に関する指針を定め、平成14年10月に全体構想として取りまとめました。

イ 重点整備地区の選定

全体構想では、市内の104地区（122旅客施設）の中から14の重点整備地区（25旅客施設）を選定しました。そして、平成14年度の「桂地区」及び「山科地区」、平成15年度の「烏丸地区」及び「向島地区」、平成16年度の「京都地区」及び「嵯峨嵐山地区」に続いて、「河原町地区」において交通バリアフリー法に規定された移動円滑化基本構想策定に向けた取組を開始する地区に位置付けました。

図-1 重点整備地区の抽出

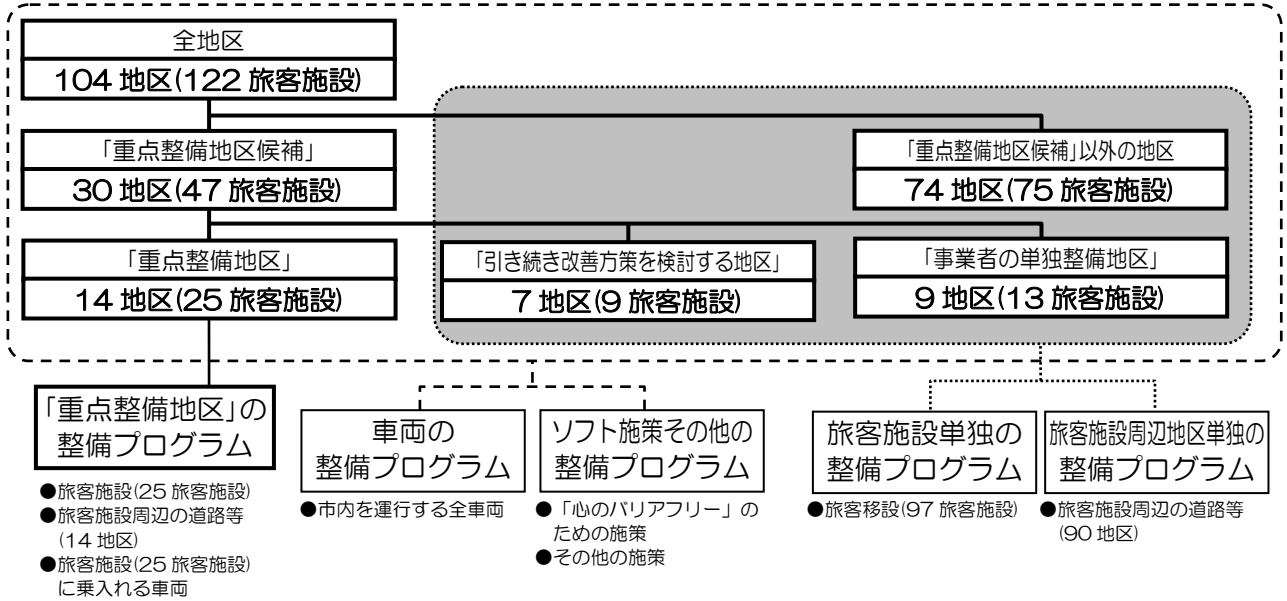


表-1 重点整備地区と移動円滑化基本構想策定に向けた取組を開始する時期

移動円滑化基本構想策定に向けた取組を開始する時期		地区名	旅客施設名
前期	平成14年度	桂地区	阪急桂駅
		山科地区	JR山科駅, 京阪山科駅, 地下鉄山科駅
	平成15年度	烏丸地区	阪急烏丸駅, 地下鉄四条駅
		向島地区	近鉄向島駅
	平成16年度	嵯峨嵐山地区	JR嵯峨嵐山駅, 京福嵯峨駅前駅, 嵯峨野観光鉄道トロッコ嵯峨駅
		京都地区	JR京都駅, 新幹線京都駅, 近鉄京都駅, 地下鉄京都駅
後期	平成17年度	河原町地区	阪急河原町駅
		稲荷地区	JR稲荷駅, 京阪伏見稲荷駅
	平成18年度	桃山御陵前地区	近鉄桃山御陵前駅, 京阪伏見桃山駅
		七条地区	京阪七条駅
		京阪五条地区	京阪五条駅
	(平成19~20年度)	京阪藤森地区	京阪藤森駅
		東福寺地区	JR東福寺駅, 京阪東福寺駅
		伏見地区	近鉄伏見駅
	合計	14地区	25旅客施設

2 河原町地区基本構想の位置付け

(1) 河原町地区基本構想の内容

河原町地区基本構想は、高齢者や身体に障害のある方などが、市内を安全で快適に安心して移動できるようにするための交通環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、阪急河原町駅及び駅周辺の道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、その基本的事項として、京都市基本計画や京都市都市計画マスタープランなどの上位計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進していくに当たっての基本方針や今後実施すべきバリアフリー化事業の内容などを定めたものです。

(2) 河原町地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後、河原町地区基本構想に基づき、公共交通事業者や道路管理者及び京都府公安委員会などが、施設や設備の改善事業を実施していきます。また、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

施設や設備の改善事業のうち、以下の3つの主要な事業（「特定事業」といいます。）については、河原町地区基本構想策定後、それぞれ構想に即した事業計画（「特定事業計画」といいます。）を策定し、バリアフリー化の技術基準である「移動円滑化基準」に適合させて、原則として、目標年次までに事業を完了させなければなりません。

ア 「公共交通特定事業」

公共交通事業者が実施する旅客施設内におけるエレベーター設置などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

イ 「道路特定事業」

道路管理者（京都市）が実施する旅客施設周辺の道路における段差や勾配の改善などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

ウ 「交通安全特定事業」

京都府公安委員会が実施する旅客施設周辺の道路における視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

3 目標年次

バリアフリー化事業の完了目標年次は、平成22年（2010年）を基本とし、以下の区分に基づいて事業を実施していきます。

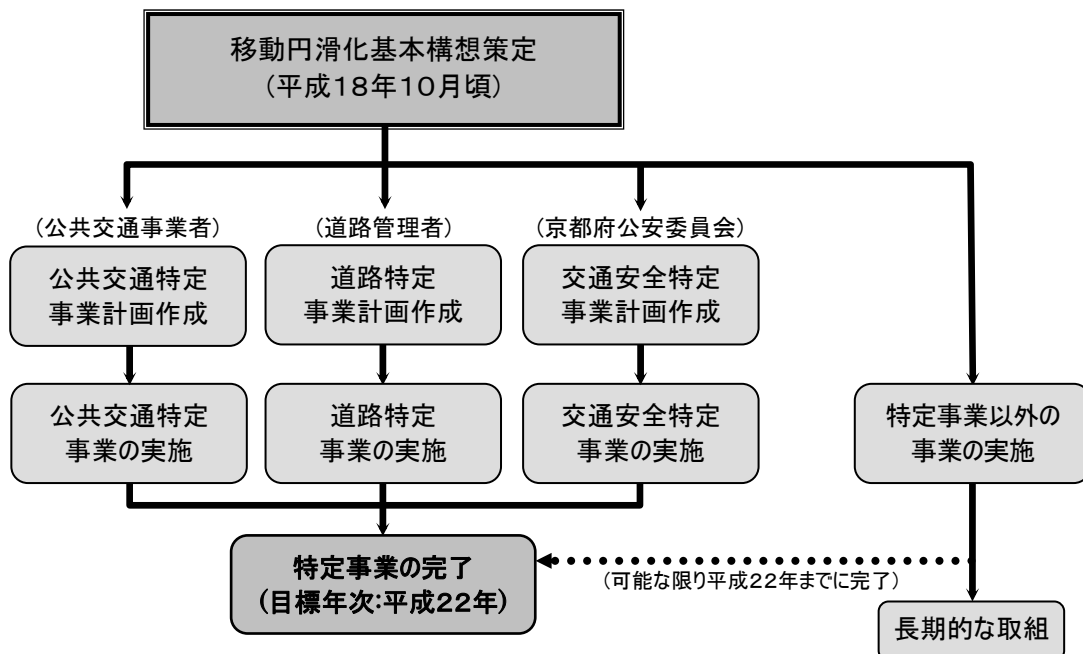
（1）特定事業の目標年次

特定事業の完了目標年次は、平成22年（2010年）とします。

（2）特定事業以外の事業の目標年次

特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年（2010年）までに完了するよう努めるとともに、平成23年以降を含めた長期的な取組も進めていくこととします。

図-2 河原町地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進の流れ



4 河原町地区における京阪四条駅の位置付け

河原町地区において、阪急河原町駅からの徒歩圏として、重点整備地区を検討した結果、地域の中心的な位置にあり、駅からの利用施設も共通すること、また、阪急河原町駅との相互乗換駅としての利用者も多いことなどから、京阪四条駅についても可能な事業計画について検討することとしました。

第2章 河原町地区の概況

河原町地区は、阪急河原町駅を中心とした徒歩圏内（駅から概ね半径500m～1km 圏内）の地区です。この河原町地区の概況として、河原町地区の位置及び特性、河原町地区のある中京区、下京区及び東山区の人口、高齢化率の推移及び地区内の公共交通機関並びに施設の立地状況を示します。

1 河原町地区の位置及び特性

河原町地区は、阪急河原町駅を中心とした、中京区と下京区及び東山区にまたがる地域で、市内有数の繁華街を有する「賑わいの空間」であると同時に、京町家に代表される伝統的な町並みや、職住が共存する「歴史的な空間」でもあり、京都の魅力と活力が凝縮されており、多くの来訪者が集まるまちです。

この地区内には阪急京都線の始発駅である阪急河原町駅及び京阪本線の市内主要駅でもある京阪四条駅があるとともに、多くのバスが乗り入れしており、京都市の交通の重要な結節点でもあります。

図-3 行政区の位置

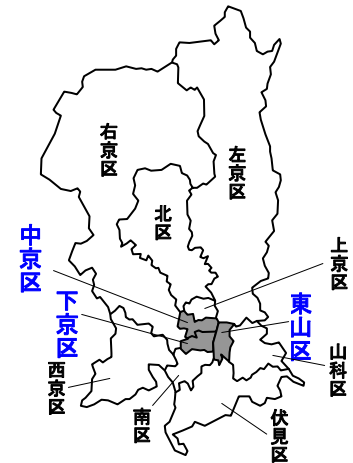
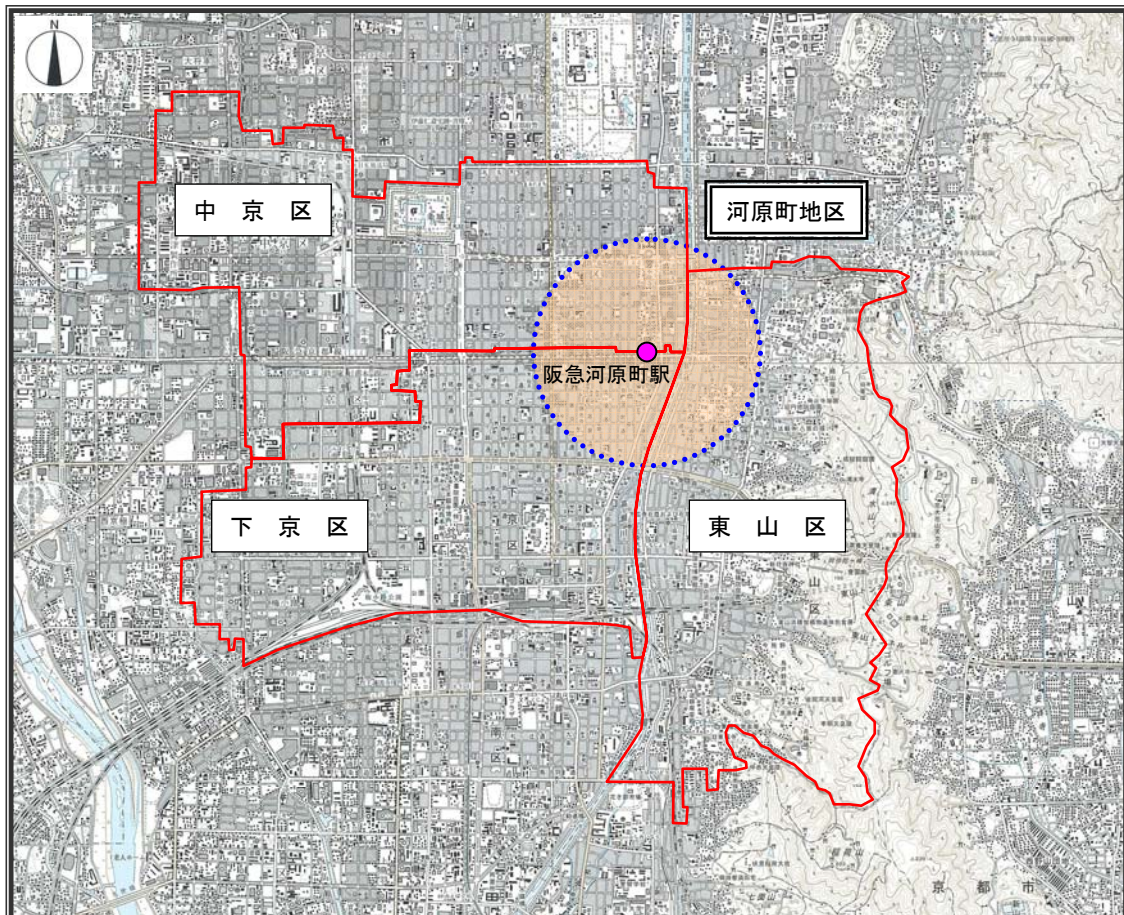


図-4 河原町地区の位置



2 各区の人口高齢化率の推移等

河原町地区は中京区、下京区及び東山区にまたがる地区で、京都市の中心地である中京区及び下京区では人口が増加傾向にあるものの河原町地区の東側に位置する東山区では人口が減少傾向にあります。河原町地区の行政区での高齢化率は、京都市や全国の傾向に比べて高く、さらに学区別に高齢化率をみると、生祥学区が他の学区よりも低いですが、全体として高齢化の著しい地区であることが分かります。

身体に障害のある方のうち障害者手帳をお持ちなおられる方は、中京区、下京区及び東山区に京都市の17.4%が居住しており、これはこの3区の京都市における人口割合14.8%を上回っています。身体障害の種類別に見ると、特に、肢体不自由による歩いての移動が困難な方が多くなっています。また、内部障害の方も多くなっています。

表-2 総人口、高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率の推移（各年国勢調査、平成17年のみ推計）

	中京区			下京区			東山区			京都市	全国平均
	総人口	高齢者人口	高齢化率	総人口	高齢者人口	高齢化率	総人口	高齢者人口	高齢化率	高齢化率	高齢化率
平成2年	94,676	16,858	17.8	73,457	14,072	19.2	51,171	10,138	19.8	12.7	12.0
平成7年	91,062	17,764	19.5	70,662	14,740	20.9	48,241	10,805	22.4	14.6	14.5
平成12年	95,038	19,511	20.5	71,212	16,305	22.9	44,813	11,418	25.5	17.2	17.3
平成17年	100,154	21,590	21.6	74,968	17,394	23.2	41,795	11,864	28.4	20.1	19.9

図-5 地区の中心となる学区別の高齢化率の推移（各年京都市統計書）

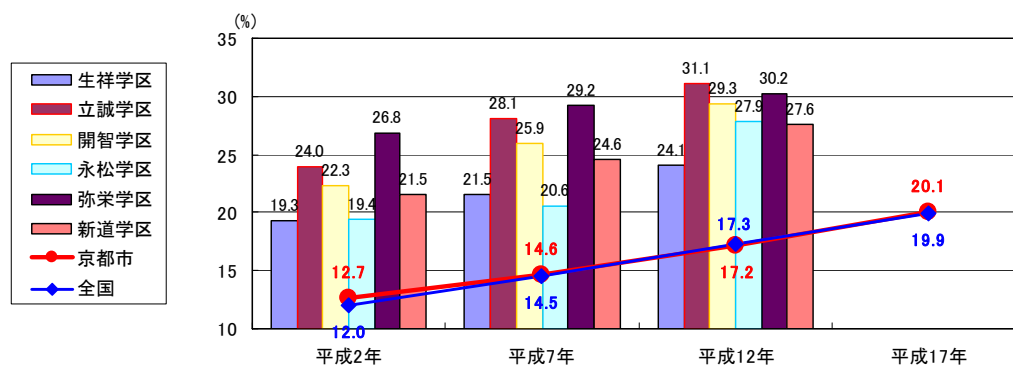
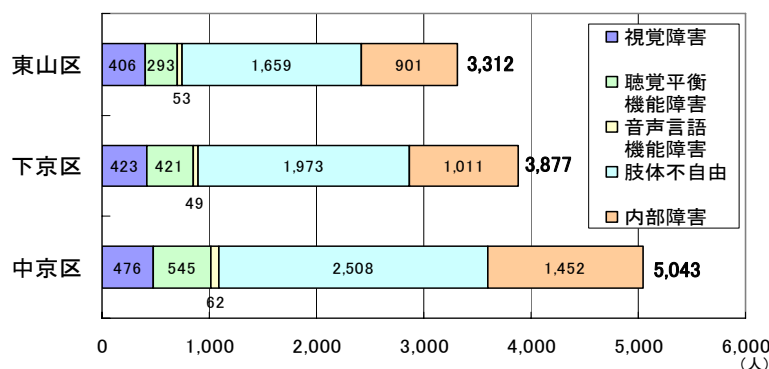


図-6 障害別の身体障害者数（平成17年京都市統計書）



3 河原町地区内の公共交通機関

(1) 鉄道

河原町地区には、阪急京都線の始発駅である阪急河原町駅があります。平日は5:00～24:46の間に243便が運行され、1日の平均利用者が、約6.8万人となっており、当駅の利用者数は、特定旅客施設となる目安の1日平均利用者数5,000人以上を大幅に上回っています。また、地区内には京阪本線の市内主要駅でもある京阪四条駅があります。平日は5:05～24:47の間に500便が運行され、約4.8万人に利用されています。

表－3 河原町地区内の鉄道駅の1日の利用状況

	1日平均利用者数(人) (平成17年)	運行便数(便) (平成18年9月現在)	
		平日	土曜・休日
阪急河原町駅	68,052	243*	208
京阪四条駅	47,957	500	496

※阪急河原町駅は終着駅であるため、発車運行便数のみの合計。

(2) バス

河原町地区内では、京阪バス、京都バス及び京都市営バスが運行されており、地区内に多くのバス停が設けられています。特に、阪急河原町駅に近接する四条河原町バス停では、京都駅をはじめとする市内各所へ多くの路線が運行されており、京阪バスは計17系統・30路線、京都バスは計10系統・11路線、京都市営バスは計20系統・34路線が運行されています。また、土曜・休日には京都市営の100円循環バスが11:00～17:50の間に10分間隔で運行されています。

表－4 四条河原町バス停の1日の運行本数(平成18年9月現在)

	系統	路線数	1日の運行便数(便)		
			平日	土曜	休日
京阪バス	17	30	292	246	223
京都バス	10	11	328	297	
京都市営バス	20	34	2,187	1,718	1,845

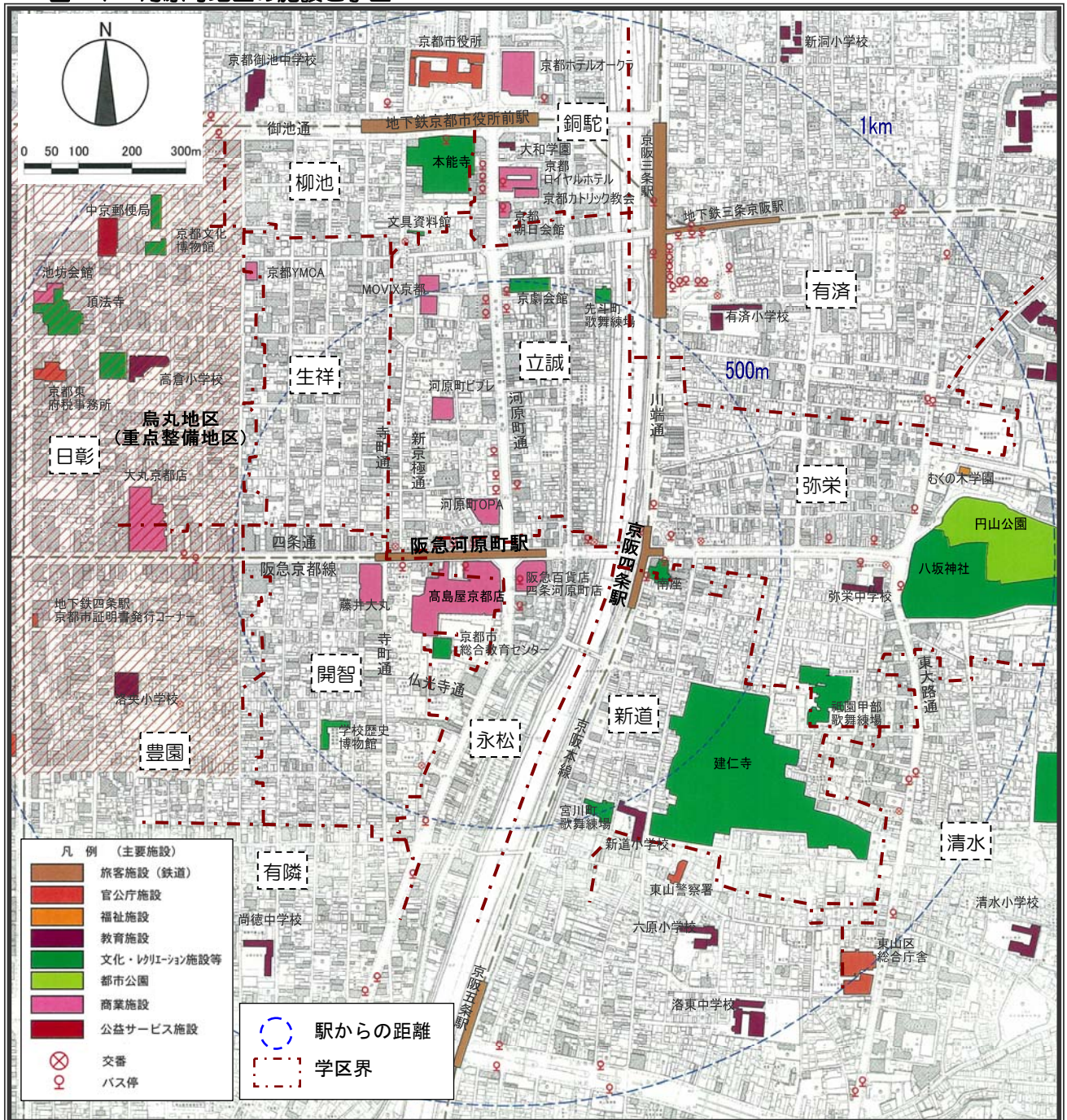
※各社時刻表より集計。運行便数には重複系統・路線を含む。

4 河原町地区内の施設の立地状況

河原町地区内には、高島屋京都店、阪急百貨店四条河原町店及び藤井大丸などの商業施設や京都市役所、京都市総合学習センターなどの官公庁施設、八坂神社や建仁寺などの社寺仏閣も多く立地しています。

河原町地区内の施設の立地状況を図-7に示します。

図-7 河原町地区の施設と学区



第3章 河原町地区のまちづくりの方向性

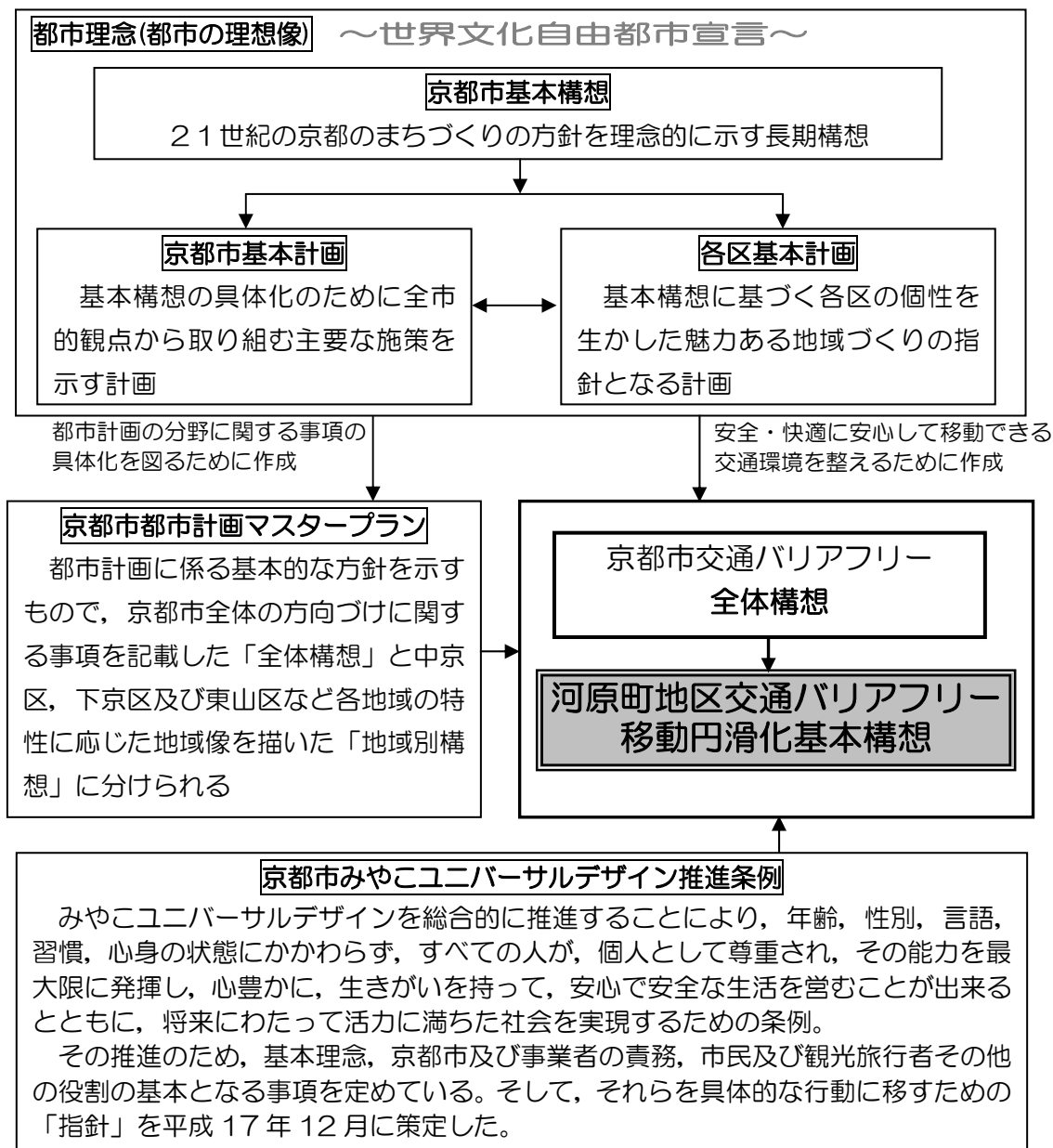
河原町地区基本構想は、京都市基本計画や京都市都市計画マスタープランなどの京都市の上位計画に掲げられている“バリアフリーのまちづくり”の一環として位置付けられるものです。

河原町地区基本構想は、河原町地区が阪急河原町駅を中心とした歴史と賑わいのあるまちであるため、地区の特性やまちづくりの方向性にも十分配慮した構想を策定することが必要となります。

このことから、河原町地区基本構想を策定するに当たり、京都市の上位計画における中京区、下京区及び東山区のまちづくりの方向性を踏まえたうえで、河原町地区のまちづくりの方向性を整理することとします。また、京都市のまちづくりやユニバーサルデザインの考え方の基本的な方向性を、河原町地区基本構想においても反映させていきます。

1 上位計画・関連計画の構成

図-8 上位計画・関連計画の構成



2 各行政区のまちづくりの方向性

京都市では、都市理念を踏まえた京都市基本構想を受けて、京都市基本計画が策定されています。さらに、各行政区でこの京都市基本構想に基づいて、各区の個性を活かしたまちづくりの計画を策定しています。また、都市計画に係る基本的な方針を示す京都市都市計画マスタープランにおいても地域別構想として各地域の地域像を示しています。

河原町地区が含まれる各行政区のまちづくりの方向性を各区基本計画と京都市都市計画マスタープランの地域別構想から示します。

(1) 中京区のまちづくり

中京区のまちづくりの方向性は、上位計画の中京区基本計画と京都市都市計画マスタープランの地域別構想から以下のように示すことができます。

○中京区基本計画

中京区基本計画では、目標像である「にぎわいのある中京」の実現に向けたまちづくりの目標と取組を提示しており、この中で以下の6つの重点施策を掲げています。

- ① 和装とファッション産業の拠点づくり
- ② 伝統の技と文化のまちづくり
- ③ すべての区民と来訪者に優しいまちづくり
- ④ 地域活動の活性化と住民の連帯感あるまちづくり
- ⑤ 朱雀地域のまちづくり
- ⑥ 中京東部の産業・観光振興のまちづくり

○京都市都市計画マスタープラン（地域別構想）

京都市都市計画マスタープランの地域別構想においては、中京区のまちづくりについて以下の4つの目標を掲げています。

- ① 都市居住からみた目標
職と住が共存し、多世代が住み続けられるまちをつくる
- ② 都市活動からみた目標
都心にふさわしい活力ある産業とにぎわいのあるまちをつくる
- ③ 都市環境からみた目標
個性ある町並みやきめ細かな自然を生かしたまちをつくる
- ④ 都市交通からみた目標
にぎわいと文化あふれる、歩いて楽しい魅力的なまちをつくる

(2) 下京区のまちづくり

下京区のまちづくりの方向性は、上位計画の下京区基本計画と京都市都市計画マスタープランの地域別構想から以下のように示すことができます。

○下京区基本計画

下京区基本計画では、目標像である「**であい ふれあい 町衆のまち いきいき下京**」の実現に向けたまちづくりの目標と取組を提示しており、この中で以下の5つの重点施策を掲げています。

- ① のんびりゆったり歩くまち構想
- ② にぎわい門前町ルネッサンス構想
- ③ 個性と魅力を伝える情報のまち構想
- ④ みんなで支え合うやすらぎのまち構想
- ⑤ 楽しく学びふれあう学習のまち構想

○京都市都市計画マスタープラン（地域別構想）

京都市都市計画マスタープランの地域別構想においては、下京区のまちづくりについて以下の4つの目標を掲げています。

- ① 都市居住からみた目標
職と住が共存し、多世代が住み続けられるまちをつくる
- ② 都市活動からみた目標
都心にふさわしい活力ある産業とにぎわいのあるまちをつくる
- ③ 都市環境からみた目標
寺院や町並み、きめ細かい自然を生かしたまちをつくる
- ④ 都市交通からみた目標
にぎわいと文化あふれる、歩いて楽しい魅力的なまちをつくる

(3) 東山区のまちづくり

東山区のまちづくりの方向性は、上位計画の東山区基本計画と京都市都市計画マスタープランの地域別構想から以下のように示すことができます。

○東山区基本計画

東山区基本計画では、目標像である「**伝統・創造・文化 やすらぎとふれあいのまち・東山**」の実現に向けたまちづくりの目標と取組を提示しており、この中で以下の3つのキーワードを掲げ、まちづくりの方向性を示しています。

- ① 安心
さまざまな世代がいきいきと住み続けられるまち
- ② 魅力
多彩な個性と創造がきらめくまちづくり
- ③ 交流
出会い・ふれあいを育むまちづくり

○京都市都市計画マスタープラン（地域別構想）

京都市都市計画マスタープランの地域別構想においては、東山区のまちづくりについて以下の4つの目標を掲げています。

- ① 都市居住からみた目標
職と住が共存し、多世代が住み続けられるまちをつくる
- ② 都市活動からみた目標
伝統産業ともてなし産業の魅力あるまちをつくる
- ③ 都市環境からみた目標
東山の自然と山すその豊かな歴史環境を生かしたまちをつくる
- ④ 都市交通からみた目標
歴史と文化を探訪できる、歩いて楽しい魅力的なまちをつくる

3 河原町地区のまちづくりの方向性

上位計画に示されている中京区、下京区及び東山区のまちづくりの方向性を踏まえ、河原町地区のバリアフリー化を推進していくに当たって配慮すべき河原町地区のまちづくりの方向性を以下のよう整理します。

「にぎわいのある中京」	「伝統・創造・文化 やすらぎとふれあいの まち・東山」
「であい ふれあい 町衆のまち いきいき下京」	

(1) 来訪者を迎える京都市の中心地としてのまちづくりの推進

国内外からの来訪者を迎える京都市の中心地として、京都市全体の賑わいと文化を支えるにふさわしいまちづくりを推進します。この地区へ来訪する人びとを迎えるため、駅周辺の道路交通環境を整えると同時に快適で使いやすい公共交通機関を目指した施設の環境整備を推進します。

(2) にぎわいあふれる、安心・安全・快適で歩いて楽しいまちづくりの推進

訪れる人がまちの貴重な文化・歴史を楽しみ、多くの人が集い、回遊する京都市のにぎわいの中心地として、すべての人が、安心・安全・快適に活動できるよう、歩いて楽しい魅力あるまちづくりを推進します。

(3) であい、ふれあい、いきいきとしたまちづくりの推進

さまざまな世代がいきいきと住み続けられ、伝統的に受け継がれている町衆文化を維持、継承するとともに地域の連帯感を深め、京都市の中心地にふさわしい、いきいきとしたまちづくりを推進します。

(4) やすらぎのある歴史的なまちづくりの推進

川のせせらぎや歴史、文化を探訪でき、魅力ある伝統産業やもてなし産業の魅力を高め、にぎわいのなかにやすらぎのあるまちづくりを推進します。

第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

河原町地区のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本理念と基本方針を示します。

1 全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

全体構想においては、以下のように全市的なバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を定めています。

(1) バリアフリー化推進の基本理念

- ア 高齢者や身体に障害のある方などが、介助なしで日常生活や社会生活を送ることのできる環境整備を推進します。
- イ 市民や市内を訪れる人々が、公共交通機関を利用して移動したくなるような環境整備を推進します。
- ウ 身体に障害のある方をはじめとする、すべての人にとって利用しやすく、安全で快適な施設整備を推進します。

(2) バリアフリー化推進に係る基本方針

ア 段差解消を優先したバリアフリー化の推進

移動経路や車両に乗降する際の段差の存在は、多くの高齢者や身体に障害のある方などにとって障壁となるものであり、特に大きな段差がある場合には、車いす利用者などにとっては、移動そのものを断念せざるを得なくなるような障壁となることもあります。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、段差解消を優先した施設整備の検討を行うこととします。

イ 移動制約者の特性を踏まえたバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用するに当たって何らかの制約のある方は、高齢者や身体に障害のある方の他にも妊産婦、けが人など様々です。

また、身体に障害のある方は、肢体障害、視覚障害、聴覚・平衡障害、音声・言語障害及び内部障害など、その身体的特性は異なっています。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、移動に制約のある方の特性に十分配慮し、段差解消を優先しつつ、情報案内設備などのあらゆるバリアフリー化設備の整備について、検討を行うこととします。

ウ 利用者の意向に配慮したバリアフリー化の推進

施設や車両をどのように改善すべきかについては、高齢者や身体に障害のある方をはじめ、利用者の意向に配慮した検討を行うことが必要です。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、利用者の意見を十分聴き、それを反映させることとします。

エ 「心のバリアフリー」・「情報のバリアフリー」の推進

バリアフリー化の推進のためには、ハード整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者や身体に障害のある方などに対する理解を深め、積極的に手助けなどを行う「心のバリアフリー」や、だれもが同じように必要な情報を入手し利用できるよう、情報の格差をなくした「情報のバリアフリー」が欠かせません。

したがって、バリアフリー化設備の整備の推進にあわせて、市民、事業者及び行政機関などは、互いに連携し、「心のバリアフリー」・「情報のバリアフリー」を推進することとします。

2 河原町地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

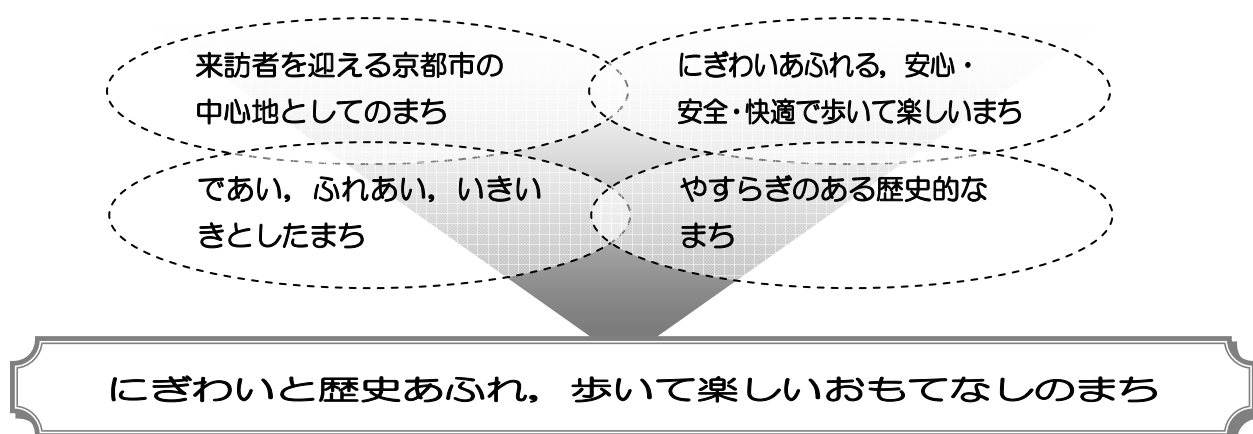
河原町地区のバリアフリー化については、全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針に基づいて推進していきます。

さらに、河原町地区の特性及びまちづくりの方向性や「あなたから始まるすべての人にやさしい京都」の実現に向けた「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」を踏まえ、河原町地区独自のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 基本理念

河原町地区は、市内有数の繁華街として観光客や地域の住民の方で賑わいをみせる地区です。また、河原町地区には、著名な社寺・史跡などが数多くあり、にぎわいの中にも歴史のあるまちなみが形成されています。そこで、河原町地区の基本理念として、『にぎわいと歴史あふれ、歩いて楽しいおもてなしのまち』として、まちづくりを進めていきます。

多くの来訪者を迎えるのにふさわしいまちとして、だれもが快適で移動しやすい環境の整備を目指します。そして、施設整備だけではなく、地域コミュニティを活かした助け合いの推進などにより、すべての人に対しても心地よいまちを目指します。



(2) 基本方針

ア 地区への来訪者や住民など、だれもが利用しやすい阪急河原町駅及び京阪四条駅の バリアフリー化整備の推進

多くの来訪者が利用する阪急河原町駅では、高齢者や身体に障害のある方、妊産婦やベビーカー利用者、けがをしている方など、すべての人が円滑に移動できる施設整備を推進するとともに、河原町地区への来訪者も考慮した、だれもが利用しやすい旅客施設を目指します。

また、京阪四条駅においても、地域の中心的な位置にあり、阪急河原町駅との相互乗換駅としての利用も多いことから、可能な事業を推進します。

イ 阪急河原町駅及び京阪四条駅と周辺の主要施設を結ぶ経路の重点的なバリアフリー化の推進

阪急河原町駅及び京阪四条駅から河原町地区内の主な目的地まで、安全で円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備するため、駅と多くの高齢者や身体に障害のある方などが利用する施設とを結ぶ経路において、道路や信号機などのバリアフリー化を重点的に推進します。また、主要な経路の整備にあわせて、地区内のその他の道路などについても、できる限り一体的なバリアフリー化を推進します。

ウ にぎわいと歴史あふれる阪急河原町駅及び京阪四条駅周辺の安心・安全・快適で歩いて 楽しい環境の整備

駅周辺に多くの商業施設や歴史的資源があるこの地区において、安心・安全・快適に過ごせ、歩いて楽しいまちづくりを推進するために、道路環境や市街地環境の整備を推進するとともに、防犯面や安全性の確保といった視点にも配慮して整備を進めます。

エ 地元の取組、他の施策と連携したバリアフリー化事業の推進体制の整備

河原町地区基本構想に位置付けられた各種事業を、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくため、事業計画作成の段階から、地元の取組や他の施策に係る多様な関係者が十分な情報交換を行い、それぞれが担う役割や立場に応じて、協働と連携を図ることのできるような事業推進体制を整備します。

オ 「心のバリアフリー」・「情報のバリアフリー」の推進

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や身体に障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、ふれあいと温もりのある行動による「心のバリアフリー」を推進します。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などに取り組み、だれもが同じように必要な情報を入手し利用できるよう、情報の格差をなくした思いやりのある「情報のバリアフリー」を推進していきます。

第5章 重点整備地区の区域及び特定経路，準特定経路

1 重点整備地区の区域

交通バリアフリー法は、「高齢者や身体に障害のある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進する。」ことを目的としており、重点整備地区は、「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、相当数の高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設及びその他の施設の所在地を含む地区であること。」と規定しています。

河原町地区では、公共交通機関の核である阪急河原町駅を利用する高齢者や身体に障害のある方などが目的地まで、安全で円滑に徒歩で移動できる交通環境の整備を目的とした河原町地区基本構想を策定する必要があります。

重点整備地区の区域については、阪急河原町駅で電車から降りて徒歩で行くのが一般的であると考えられる駅周辺の施設のうち、多くの高齢者や身体に障害のある方などが日常生活や社会生活において利用すると考えられる施設を含む区域とすることが必要です。また、隣接する区域において烏丸地区基本構想が策定されており、京阪五条地区においても、今後、基本構想の策定が予定されています。そこで、河原町地区では阪急河原町駅からの徒歩圏内を基準としますが、それぞれの旅客施設が受け持つ範囲を考慮して区域を設定します。

(1) 旅客施設周辺に立地する官公庁施設や福祉施設などの主要施設の抽出

旅客施設駅（阪急河原町駅）からの徒歩圏内（駅から概ね半径500m～1kmの範囲）に立地し、多くの高齢者や身体に障害のある方などが、駅を経由して徒歩で利用すると考えられる施設を抽出しました。

なお、京阪四条駅の利用者も、これらの施設を駅から徒歩で利用するものと考えられます。

表-5 駅周辺に立地する主要施設

官公庁施設	京都市役所，東山警察署
文化・レクリエーション施設	学校歴史博物館，京都市総合教育センター，京劇会館，先斗町歌舞練場，祇園甲部歌舞練場，本能寺，八坂神社
商業・宿泊施設	高島屋京都店，阪急百貨店四条河原町店，藤井大丸，河原町ビブレ，河原町OPA，大丸京都店，京都ロイヤルホテル，京都ホテルオークラ，MOVIX 京都

(2) 重点整備地区の区域の設定

市民にとって特に重要な施設である京都市役所、永松記念ホールなどのある京都市総合教育センター、高齢者や身体に障害のある方をはじめとする多くの方が利用する高島屋京都店、阪急百貨店四条河原町店、藤井大丸などの大規模商業施設、多くの日本人や外国人観光客が訪れる八坂神社などを重要施設と捉え、これらを包括的に含む範囲を重点整備地区としました。なお、既に基本構想が策定された烏丸地区や、今後、策定される予定の京阪五条地区の範囲や近接する鉄道駅の位置などについても考慮しています。

具体的な区域については、道路や河川等によって明確に境界を定めました。

2 特定経路、準特定経路

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け、この特定経路を構成する道路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、2m以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

河原町地区の特定経路は、阪急河原町駅と1（2）で設定した重要な施設とを結ぶ重要な経路について特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととし、既に策定された烏丸地区基本構想の特定経路との連続性についても考慮して設定しました。さらに、京都市総合教育センターへの経路である仏光寺通及び多くの人が集まる寺町通の特定経路を結ぶ区間について、移動円滑化基準を満たすことが困難ではあるものの、他の特定経路の整備にあわせてできる限り歩行空間の確保を図っていく経路として「準特定経路」と位置付けることとします。

（1）特定経路の設定

河原町地区において重点的にバリアフリー化を図る特定経路として次のように設定しました。

表一六 特定経路

特定経路Ⅰ	区 間：四条柳馬場～四条河原町 該当する路線：主要市道 嵐山祇園線（通称：四条通）
特定経路Ⅱ	区 間：四条河原町～河原町御池 該当する路線：主要府道 下鴨京都停車場線（通称：河原町通）
特定経路Ⅲ	区 間：四条河原町～祇園交差点 該当する路線：主要市道 嵐山祇園線（通称：四条通）
特定経路Ⅳ	区 間：河原町仏光寺～四条河原町 該当する路線：主要府道 下鴨京都停車場線（通称：河原町通）
特定経路Ⅴ	区 間：河原町御池～寺町御池 該当する路線：主要府道 二条停車場東山三条線（通称：御池通）

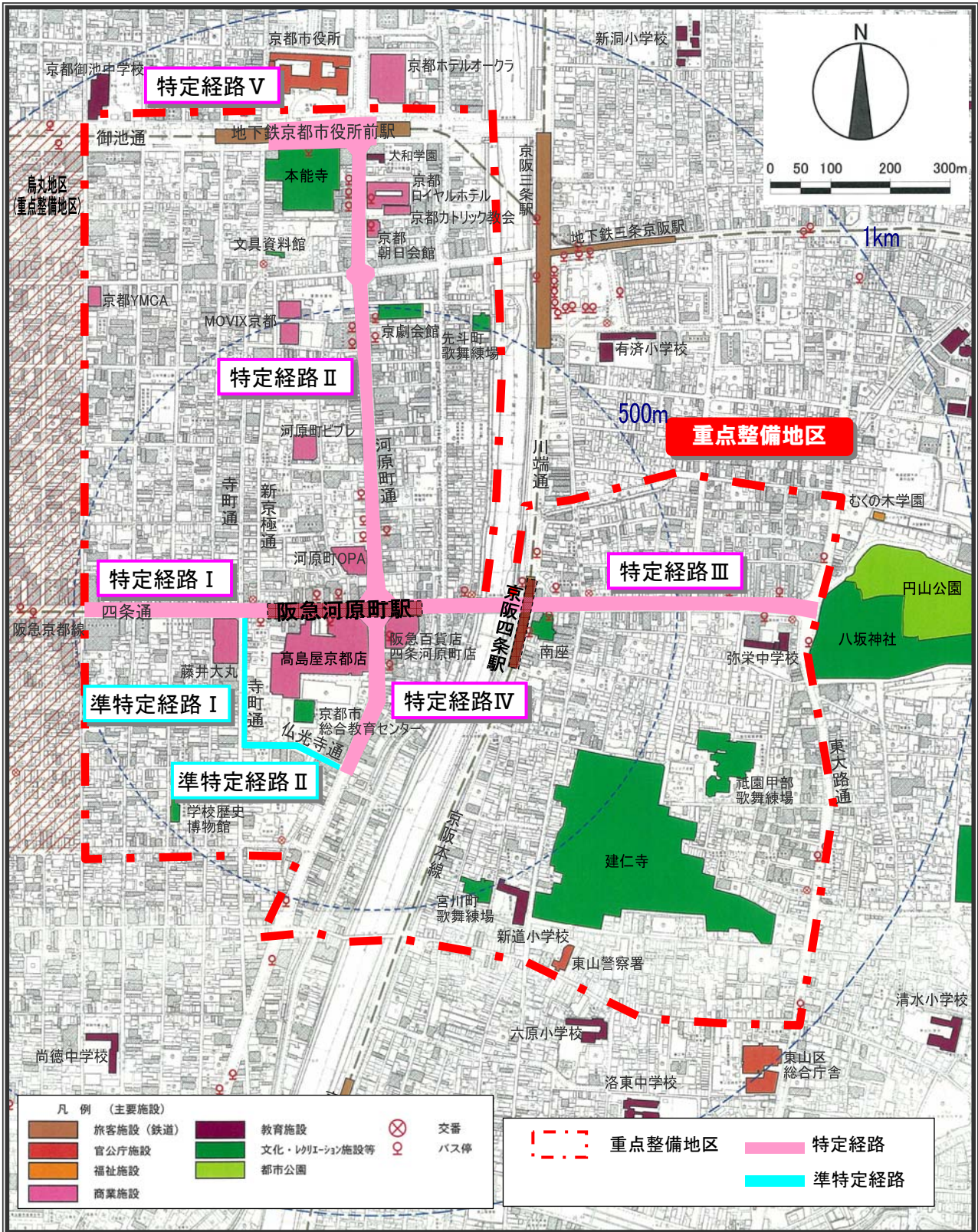
（2）準特定経路の設定

河原町地区において特定経路を補完する準特定経路として次のように設定しました。

表一七 準特定経路

準特定経路Ⅰ	区 間：四条寺町～寺町仏光寺 該当する路線：市道 寺町通
準特定経路Ⅱ	区 間：河原町仏光寺～寺町仏光寺 該当する路線：市道 永松緯6号線（通称：仏光寺通） 市道 開智緯1号線（通称：仏光寺通）

図-9 重点整備地区の区域及び特定経路・準特定経路



第6章 河原町地区の課題・問題点

河原町地区の課題・問題点については、全体構想を策定する際に実施した市民意見募集においていくつかの意見をいただきました。そして、これまで4回開催した「河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議」（以下「連絡会議」といいます。）において数多くの意見をいただきました。また、連絡会議の下に設置した分科会により現地踏査（以下「現地踏査」といいます。）を実施し、阪急河原町駅や特定経路、準特定経路を主体とした道路などの実態を調査して、詳細な課題・問題点を抽出し、意見交換を行いました。

ここに、これらの概要として、主な課題・問題点及び改善要望などをまとめました。

1 阪急河原町駅の課題・問題点

以下の区分に基づいて、阪急河原町駅の課題・問題点及び改善要望などの概要を示します。

- ア 利用動線：段差解消の状況やエレベーター、エスカレーターの設置状況など
- イ 情報案内設備：誘導・警告ブロックの設置状況やホーム上での音声・文字情報案内の状況など
- ウ 利便設備：車いす対応型トイレや休憩設備（ベンチ、待合室）の設置状況など
- エ 個別設備：券売機や改札口の状況など

この区分に基づく阪急河原町駅のバリアフリー状況を表一8に示します。また、阪急河原町駅の課題・問題点マップを図一10、図一11に、京阪四条駅の課題・問題点マップを図一12に示します。

ア 利用動線

- (ア) 高島屋店舗内のエレベーターを利用することが可能だが、自由に乗降できる時間帯が限られているので、地上とホームをつなぐエレベーターを設置してほしいとの要望があります。
- (イ) 東改札口とホームとを結ぶエレベーターを設置してほしいとの要望があります。
- (ウ) 東西連絡階段の手すりが片側にしか設置されていないので改善してほしいとの要望があります。
- (エ) 中央改札口のみ階段昇降機が設置されていますが、準備に時間がかかるので利用しにくいとの指摘があります。

イ 情報案内設備

- (ア) 改札口から主要な階段へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所があるので改善してほしいとの要望があります。
- (イ) 視覚障害者誘導用・警告用ブロックが、磨耗して認識しにくくなっている箇所があるので改善してほしいとの要望があります。また、階段の上端・下端部に警告用ブロックが設置されていない箇所があるので改善してほしいとの要望があります。
- (ウ) ホーム縁端警告用ブロックにプラットホームの内方向を示す内方線が設置されていないことが、連絡会議の中で指摘されています。
- (エ) 階段手すりの点字表示の位置が分かりにくいので改善してほしいとの要望があります。
- (オ) 券売機の点字運賃表の位置が分かりにくいので改善してほしいとの要望があります。
- (カ) ホーム上及びコンコース付近のエスカレーターやトイレなどの案内表示が分かりにくいので改善してほしいとの要望があります。
- (キ) 路線図や料金表の文字が小さく、表記内容が分かりにくいので改善してほしいとの要望があります。また、分かりやすい位置に設置してほしいとの要望があります。

ウ 利便設備

- (7) ホームのトイレが障害者対応になっていないので多機能トイレを設置してほしいとの要望があります。
- (イ) 高齢者の方でも利用しやすいよう手すりを設置してほしいとの要望があります。
- (ロ) 洋式トイレを増やしてほしいとの要望があります。

エ 個別設備

- (7) 券売機の設置位置が高く利用しにくいので改善してほしいとの要望があります。
- (イ) 券売機の下蹴り込みがなく、車いすでは利用しにくいので改善してほしいとの要望があります。
- (ロ) 東改札口の自動改札機の幅が車いすに対応していないので改善してほしいとの要望があります。

2 京阪四条駅の課題・問題点

京阪四条駅の課題・問題点及び改善要望などの概要を示します。

ア 利用動線

- (7) 北改札口とホームとを結ぶエレベーターは、一部の時間帯が係員呼び出しの対応となっています。

イ 情報案内設備

- (7) 改札内外のエレベーター及びトイレへの視覚障害者誘導用ブロックが設置されていません。また、エスカレーター乗降口前に警告用ブロックが設置されていません。
- (イ) ホーム及びコンコースに設置されているフラップ式の列車運行情報表示板について、多様な情報が表示できる電光式表示板に改善してほしいとの要望があります。
- (ロ) 地下コンコースと地上とを結ぶエレベーターの手前の通路において、視覚障害者誘導用ブロックが途切れている区間があります。
- (ハ) ホーム縁端警告用ブロックについて、プラットホームの内方向を示す内方線が設置されていないので改善してほしいとの要望があります。
- (ニ) ホーム上、コンコース及び地上におけるエレベーターの案内表示について、分かりにくいので改善してほしいとの要望があります。
- (ホ) トイレの前の階段及びスロープにおいて、上り口及び下り口への警告ブロック並びに手すりの点字表示板が設置されていません。
- (ヘ) トイレ入口付近において男女別及びレイアウトなどを示す点字案内板が設置されていません。

ウ 利便設備

- (7) オストメイト対応の車いす対応型トイレが設置されていますが、段差解消されたホームへの経路とは別の改札口内にあります。
- (イ) 一般トイレにベビーキープ設備が設置されていますが、男子用トイレには設置されていません。

エ 個別設備

- (7) 券売機の下に蹴り込みが設置されていますが、車いす利用者にとって十分ではありません。

3 その他の施設における課題・問題点

阪急河原町駅と道路，周辺商業施設等を結ぶ経路における，課題・問題点及び改善要望などの概要を示します。

ア 利用動線

- (ア) スロープの手すりが，片側にしか設置されていないので改善してほしいとの要望があります。
- (イ) スロープの手すりの位置が高く，また，点字表示が設置されていないので改善してほしいとの要望があります。

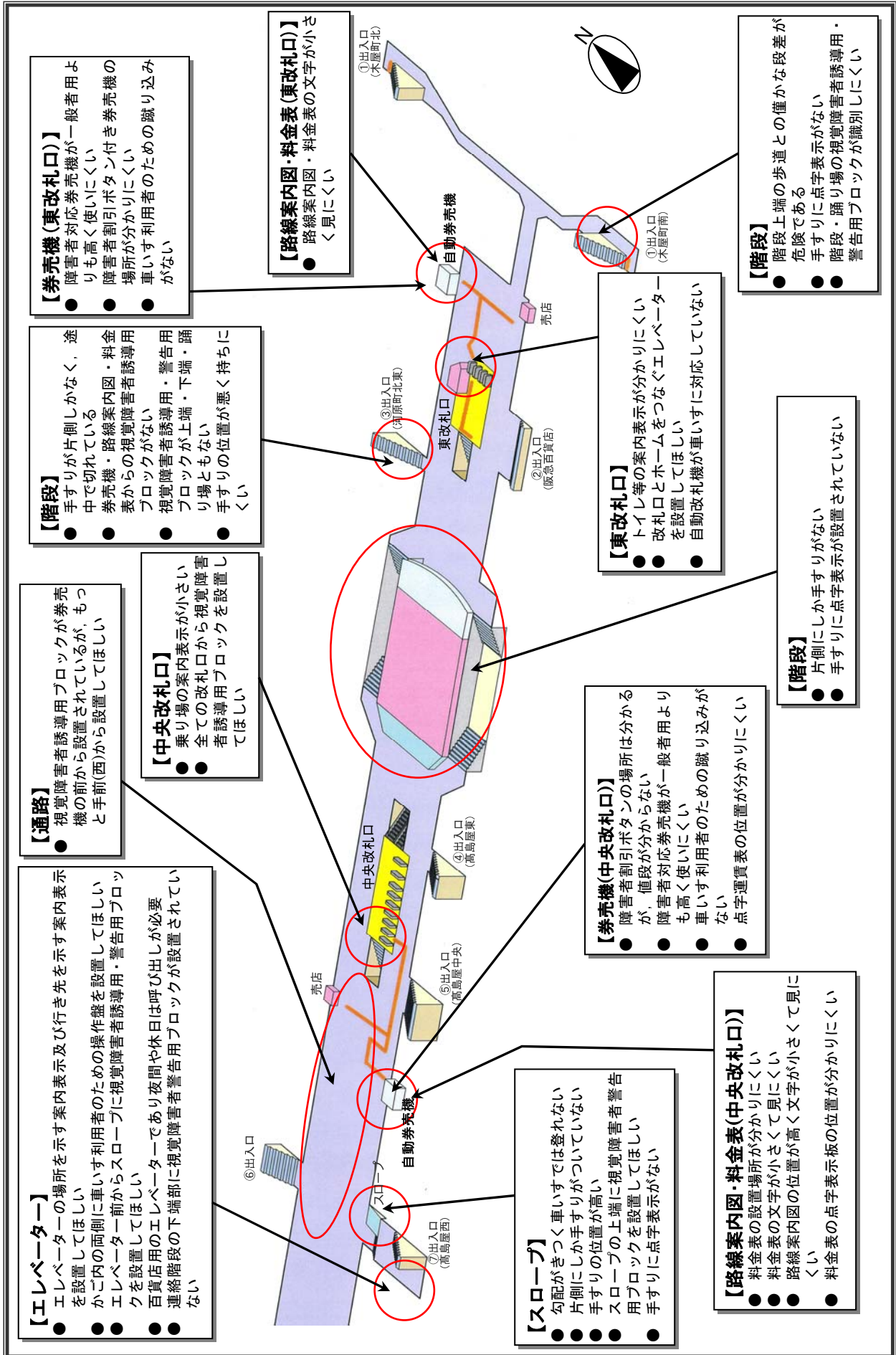
イ 情報案内設備

- (ア) 高島屋西のエレベーターについて，場所を示す案内表示及び行き先を示す案内表示を設置してほしいとの要望があります。
- (イ) 高島屋西のエレベーターのかご内の両側に車いすの方のための操作盤を設置してほしいとの要望があります。
- (ウ) 高島屋西のエレベーター前からスロープにかけて，視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしいとの要望があります。
- (エ) 地下通路と地上とを結ぶ連絡階段の下端部に視覚障害者警告用ブロックが設置されていません。
- (オ) スロープの上端に視覚障害者警告用ブロックを設置してほしいとの要望があります。

表-8 阪急河原町駅のバリアフリー状況

鉄 道 名		阪急電鉄		京阪電気鉄道		
路 線 名		京都線		京阪本線		
駅 名		河原町駅		四条駅		
駅 の 構 造		地下駅		地下駅		
1 日平均乗降客数(平成 17 年)		68,052 人		47,957 人		
最大段差	出入口～改札口(改札外)	5.55m		4.47m		
	改札口～プラットホーム(改札内)	4.35m		4.47m		
段差解消の状況	出入口～改札口(改札外)	×	高島屋エレベーターを利用可(営業時間内のみ)	○	有り	
	改札口～プラットホーム(改札内)	△	階段昇降機有り	○	有り	
情報案内設備	誘導用・警告用ブロックの設置状況	○	券売機～改札口～プラットホームに連続して有り(トイレへの誘導等，一部未整備)	○	券売機～改札口～プラットホームに連続して有り(EV, トイレへの誘導等，一部未整備)	
	ホーム上での運行情報設備	音声案内	○	有り	○	有り
		文字情報	○	有り	○	有り
	券売機に併設した点字料金表示	○	有り	○	有り	
利便施設	トイレ	×	車いす対応型トイレ無し	○	オストメイト対応の車いす対応型トイレ	
	休憩設備	○	ベンチ有り	○	ベンチ有り	
個別設備	プラットホーム	○	ホーム端の転落防止柵及びホーム上の警告用ブロックが共に有り	○	ホーム端の転落防止柵及びホーム上の警告用ブロックが共に有り	
	券売機	×	無し	○	有り	
	改札口	○	幅90m以上の改札口有り	○	幅90m以上の改札口有り	

図-10 阪急河原町駅（コンコース階）及び連絡通路等の課題・問題点



【券売機(東改札口)】

- 障害者対応券売機が一般者用よりも高く使にくい
- 障害者割引ボタン付き券売機の場所が分かりにくい
- 車いす利用者のための蹴り込みがない

【路線案内図・料金表(東改札口)】

- 路線案内図・料金表の文字が小さく見にくい

【階段】

- 手すりが片側しかなく、途中で切れている
- 券売機・路線案内図・料金表からの視覚障害者誘導用ブロックがない
- 視覚障害者誘導用・警告用ブロックが上端・下端・踊り場ともない
- 手すりの位置が悪く持ちにくい

【通路】

- 視覚障害者誘導用ブロックが券売機の前から設置されているが、もつと手前(西)から設置してほしい

【中央改札口】

- 乗り場の案内表示が小さい
- 全ての改札口から視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい

【エレベーター】

- エレベーターの場所を示す案内表示を設置してほしい
- 各ご内の両側に車いす利用者のための操作盤を設置してほしい
- エレベーター前からスロープに視覚障害者誘導用・警告用ブロックを設置してほしい
- 百貨店用のエレベーターであり夜間や休日呼び出しが必要
- 連絡階段の下端部に視覚障害者警告用ブロックが設置されていない

【スロープ】

- 勾配がきつくて車いすでは登れない
- 片側にしか手すりがついていない
- 手すりの位置が高い
- スロープの上端に視覚障害者警告用ブロックを設置してほしい
- 手すりに点字表示がない

【券売機(中央改札口)】

- 障害者割引ボタンの場所が分からず、値段が分からない
- 障害者対応券売機が一般者用よりも高く使にくい
- 車いす利用者のための蹴り込みがない
- 点字運賃表の位置が分かりにくい

【東改札口】

- トイレ等の案内表示が分かりにくい
- 改札口とホームをつなぐエレベーターを設置してほしい
- 自動改札機が車いすに対応していない

【階段】

- 片側にしか手すりがいない
- 手すりに点字表示が設置されていない

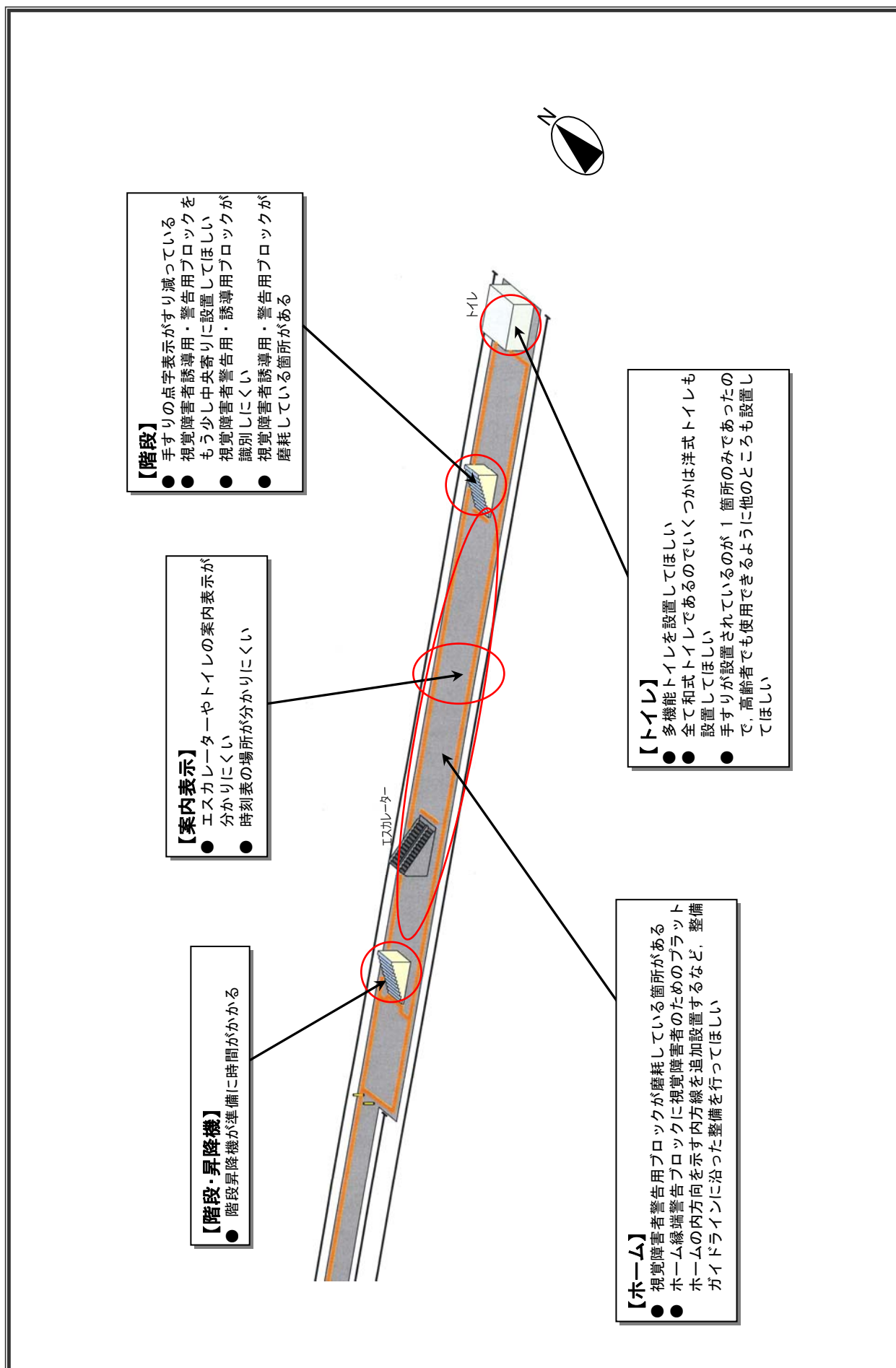
【路線案内図・料金表(中央改札口)】

- 料金表の設置場所が分かりにくい
- 料金表の文字が小さく見にくい
- 路線案内図の位置が高く文字が小さく見にくい
- 料金表の点字表示板の位置が分かりにくい

【階段】

- 階段上端の歩道との僅かな段差が危険である
- 手すりに点字表示がない
- 階段・踊り場の視覚障害者誘導用・警告用ブロックが識別しにくい

図-11 阪急河原町駅（ホーム階）の課題・問題点



【階段】

- 手すりの点字表示がすり減っている
- 視覚障害者誘導用・警告用ブロックをもう少し中央寄りに設置してほしい
- 視覚障害者警告用・誘導用ブロックが識別しにくい
- 視覚障害者誘導用・警告用ブロックが磨耗している箇所がある

【案内表示】

- エスカレーターやトイレの案内表示が分かりにくい
- 時刻表の場所が分かりにくい

【階段・昇降機】

- 階段昇降機が準備に時間がかかる

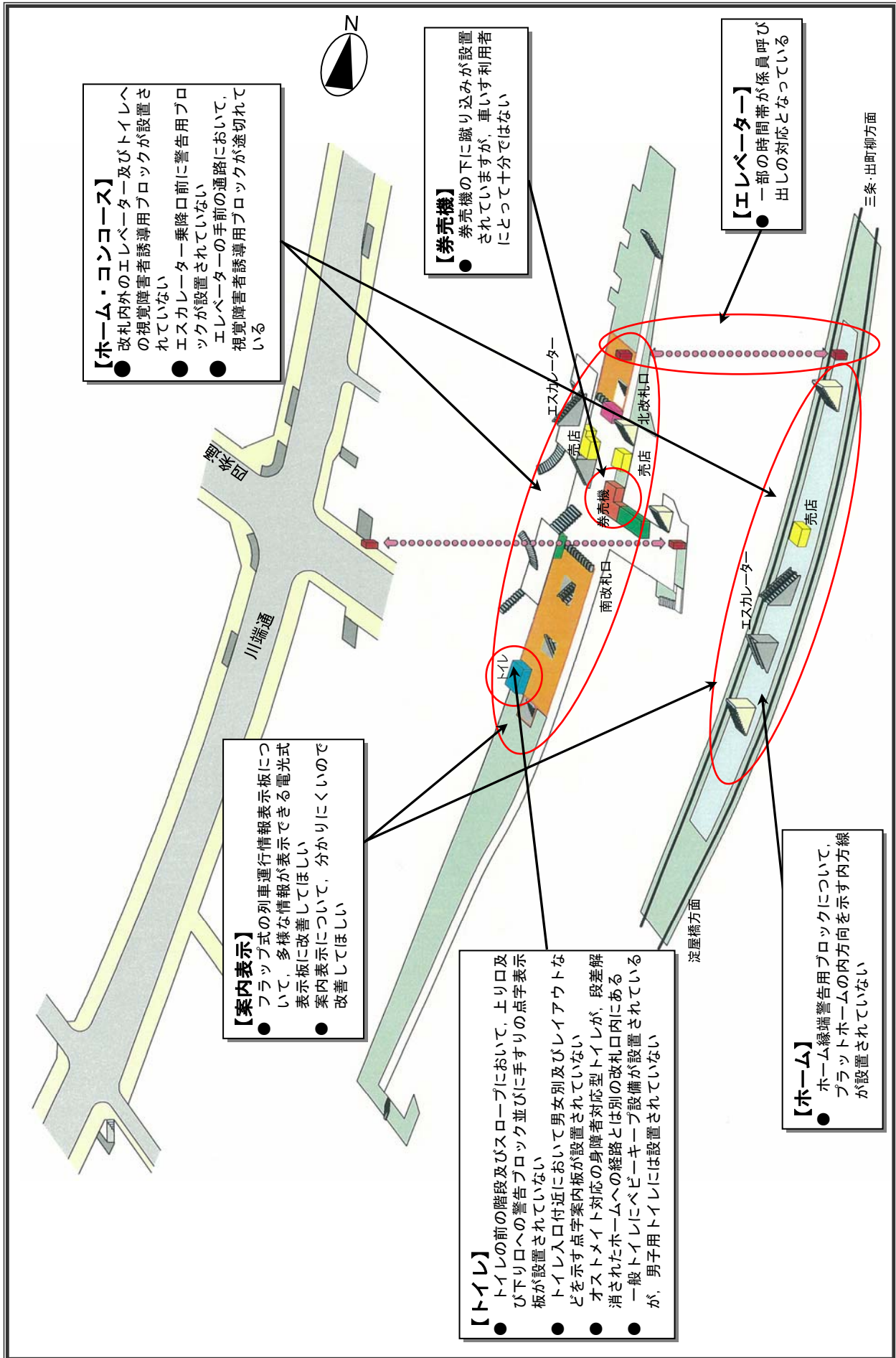
【トイレ】

- 多機能トイレを設置してほしい
- 全て和式トイレであるのはいくつかは洋式トイレも設置してほしい
- 手すりが設置されているのが1箇所のみであったので、高齢者でも使用できるように他のところも設置してほしい

【ホーム】

- 視覚障害者警告用ブロックが磨耗している箇所がある
- ホーム縁端警告ブロックのためのブラットホームの内方向を示す内方線を追加設置するなど、整備ガイドラインに沿った整備を行ってほしい

図-12 京阪四条駅の課題・問題点



3 周辺道路等の課題・問題点

(1) 特定経路Ⅰ（四条通：四条柳馬場～四条河原町）

両側に2m以上の歩道が整備されていますが、バス停付近では多くの方が溜まっているので整理してほしいとの要望があります。また、歩道上の放置自転車、看板・商品のはみ出しなどが通行の支障となっているので改善してほしいとの要望があります。また、歩車道の段差が大きいとの指摘があります。さらに、視覚障害者誘導用・警告用ブロックの色が舗装面と同系色で識別しにくいとの指摘があります。

これらの課題・問題点は、特定経路Ⅱ及び特定経路Ⅲにおいても同様に指摘・要望されております。

(2) 特定経路Ⅱ（河原町通：四条河原町～河原町御池）

歩車道境界の段差が大きくなり勾配も大きいので改善してほしいとの要望があります。また、雨の日は舗装が滑りやすいとの指摘があります。

四条河原町交差点において、横断歩道上の舗装が凸凹で歩きにくいとの指摘があります。また、四条河原町交差点を歩行者と車両を分離するスクランブル交差点にしてほしいとの要望があります。さらに、三条河原町交差点の音響信号が聞こえにくいとの指摘があります。

(3) 特定経路Ⅲ（四条通：四条河原町～祇園交差点）

四条大橋において、縦断勾配が急になっているので改善してほしいとの要望があります。また、木屋町通交差点及び花見小路交差点において、信号機に音響装置が設置されていないとの指摘があります。

(4) 特定経路Ⅳ（河原町通：河原町仏光寺～四条河原町）

両側に2m以上の歩道が整備されていますが、看板や放置自転車などの障害物が多く、通行に支障となっているので改善してほしいとの要望があります。また、駐車場の乗り入れ部の勾配が大きいので改善してほしいとの要望があります。さらに、仏光寺通交差点において、信号機に音響装置が設置されていないとの指摘があります。

(5) 準特定経路Ⅰ（寺町通：四条寺町～寺町仏光寺）

路上駐輪が非常に多く、看板も道路にはみ出しているため、通行に支障があるとの指摘があります。

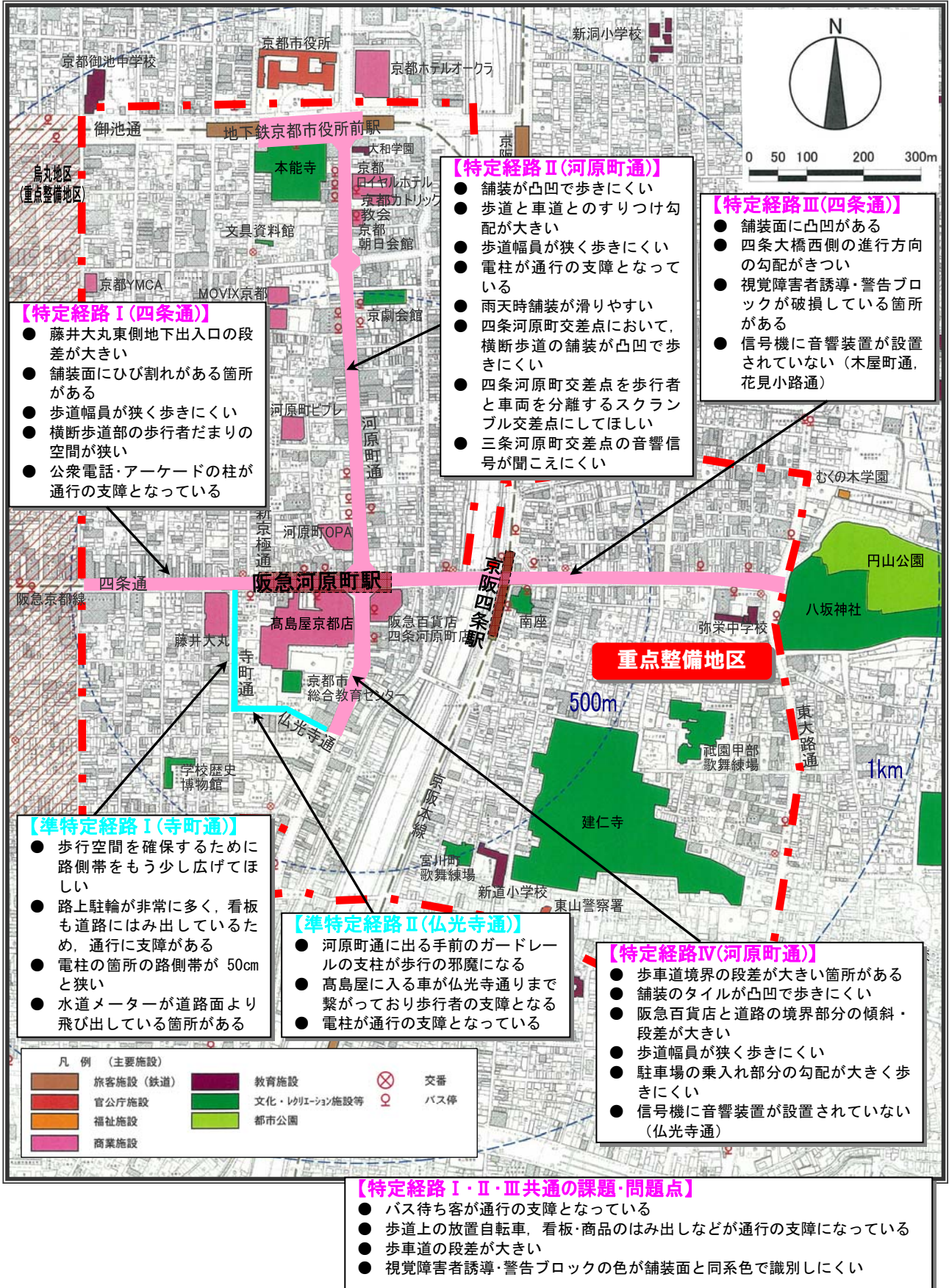
(6) 準特定経路Ⅱ（仏光寺通：河原町仏光寺交差点～寺町仏光寺）

片側に歩道が設置されていますが、歩道に電柱等があり、通行に支障があるとの指摘があります。

(7) その他の道路

河原町地区の道路では、路上駐輪が非常に多く、看板や商品なども道路にはみ出しているため歩行者の通行に支障があります。また、歩道の有無に関わらず、電柱などの歩行者通行の支障になるものがあり、歩行空間が狭くなっている箇所があります。歩道のない道路では歩く場所が明確になっていないなどの指摘があります。

図-13 道路などの課題・問題点



4 河原町地区の交通の課題

河原町地区は、京都市の中心的な繁華街、伝統的な町並みなど、京都の活力と魅力が凝縮されていることから、『にぎわいと歴史あふれ、歩いて楽しいおもてなしのまち』として、まちづくりを進めています。

そのためには、そこで生活する住民や数多く訪れる人々が、安心して快適に歩くことができる「まち」にする必要があります。

しかし、現在は、幹線道路の慢性的な渋滞、細街路における多くの通過車両及び多くの放置自転車など様々な交通問題を抱えています。このような状況では、交通バリアフリーの取組の効果も減少してしまいます。

このため、当該地区のバリアフリー化を推進するためには、地区の交通問題に対する京都市の他の施策と連携し地区の交通環境を含めた取組が必要です。

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び河原町地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会などが河原町地区において実施していくバリアフリー化事業等の計画概要を示します。

ここに示す事業計画は、

① 特定事業として位置付けるバリアフリー化事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる3つの特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

② 特定事業以外のバリアフリー化事業計画

特定事業にあわせて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

- ① 短期 平成18年から20年の間に事業を完了させることを目標とするもの
- ② 中期 平成18年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの
- ③ 長期 事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの、若しくは、現在、取組を進めており、今後とも継続していくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、河原町地区基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会が、それぞれ河原町地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 阪急河原町駅及び京阪四条駅等のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 阪急河原町駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、阪急河原町駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

(ア) エレベーターの設置

東改札口からホームに至るエレベーターの設置を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(イ) 階段手すりの設置・改善

手すりが片側にしか設置されていない東西を結ぶ地下連絡階段については、既存の手すりの改善も含め、設置を検討します。

イ 情報案内設備

(ア) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善

改札口から主要な連絡階段へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所については、駅全体の動線を見直す中で設置・改善を検討します。また、ホーム縁端警告ブロックへのプラットホームの内方向を示す内方線の追加設置を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(イ) ホーム上の案内サインの改善

ホーム上におけるエスカレーターやトイレなどの案内サインについて、より分かりやすい表示となるよう検討します。また、時刻表の設置位置や表示方法についても、より分かりやすい方法を検討します。

(ウ) コンコース付近の案内サインの改善

コンコース付近における階段や乗り場の案内表示について、より分かりやすい表示となるよう検討します。なお、中央改札口及び東改札口付近へ、駅の構内案内を示す点字案内板の設置を検討します。

ウ 利便設備

(ア) ホーム上のトイレの改良・多機能トイレの設置

ホーム上へのオストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた方が器具の洗浄などを行える設備を備える）の多機能トイレの設置を公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。事業実施の際は高齢者の方などに利用しやすいよう一般トイレへの洋式便器の設置及び手すりの設置を行います。

エ 個別設備

(ア) 券売機の改修

車いすの方が利用しやすいよう、東改札口の券売機の設置高さ及び蹴り込みを改善します。なお、点字表示板の設置位置等については、券売機コーナーの改築時にあわせて改善を検討します。

(イ) 幅広自動改札の設置

東改札口への車いす対応の幅広自動改札の設置を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(2) 京阪四条駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、京阪四条駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 情報案内設備

(7) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善

視覚障害者誘導用ブロックが適切に設置されていない箇所については、設置・改善を検討します。

(イ) 各改札口及びホームにおける電光式列車運行情報案内板の設置

各改札口及びホームにおいて、電光式列車運行情報案内板の設置を公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(3) その他の課題の検討

上記以外の連絡会議や分科会などで提起された様々な課題・問題点や阪急河原町駅及び京阪四条駅以外の駅でも共通の課題となっているものについて、基本的な考え方を示します。

ア 様々な設備の改善の検討

階段手すりの点字表示の設置位置・表示内容、券売機の点字運賃表の設置位置、その他提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期などにあわせ、できる限り多くの設備の改善を図るように努めます。

イ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドラインに沿った案内表示等の統一化、緊急時等の情報表示並びに国際観光都市の交通の要所としての案内表示（多言語表示など）やより分かりやすい料金表、路線図及び情報案内表示等について、関係事業者と協議しながら検討を進めます。

ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差の縮小等、河原町地区の駅以外の駅でも共通の課題となっているものについては、長期的な課題として検討を進めます。

(4) バリアフリー化事業計画の概要

阪急河原町駅及び京阪四条駅における公共交通特定事業計画の概要を表一〇に、また、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表一〇に示します。

表一〇 阪急河原町駅及び京阪四条駅における公共交通特定事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次					
			H18	19	20	21	22	23～
阪急 河原町駅	東改札口からホームに至るエレベーターの設置	阪急電鉄	[Progress bar from H18 to H23]					
	ホーム縁端警告ブロックへの内方線の追加設置		[Progress bar from H18 to H23]					
	ホーム上のトイレの改良・多機能トイレの設置		[Progress bar from H18 to H23]					
	東改札口券売機の設置高さ及び蹴り込みの改善の検討		[Progress bar from H18 to H23]					
	東改札口への幅広自動改札の設置		[Progress bar from H18 to H23]					
京阪 四条駅	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善の検討	京阪電気鉄道	[Progress bar from H18 to H23]					
	各改札口及びホームにおける電光式列車運行情報案内板の設置		[Progress bar from H18 to H23]					

表一〇 阪急河原町駅及び京阪四条駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次					
			H18	19	20	21	22	23～
阪急 河原町駅	東西地下連絡階段の手すりの設置・改善の検討	阪急電鉄	[Progress bar from H18 to H23]					
	主要な連絡階段へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善の検討		[Progress bar from H18 to H23]					
	中央・東改札口付近への駅の構内案内を示す点字案内板の設置の検討		[Progress bar from H18 to H23]					
2駅共通	より分かりやすい案内表示や緊急情報表示の検討	阪急電鉄 京阪電気鉄道	[Progress bar from H18 to H23]					
	様々な設備の改善の検討		[Progress bar from H18 to H23]					
	各鉄道事業者における共通課題の検討		[Progress bar from H18 to H23]					

阪急河原町駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図一四に示します。

2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、阪急河原町駅を発着する鉄道車両及び四条河原町バス停を発着する路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 鉄道車両

車両の更新時に車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう、改良を検討していきます。

また、扉の開閉時にチャイムにより扉位置を知らせる装置について、車両の更新・改良時にあわせて、順次、整備を図ります。


イ 路線バス

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど移動円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京阪バス、京都バス及び京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を表-11、表-12、表-13に示します。

表-11 京阪バスの公共交通特定事業計画の概要


事業内容	目標年次					
	H18	19	20	21	22	23～
四条河原町バス停を発着する車両の約50～60%をワンステップ・ノンステップバスとする						

<参考> 京阪バスの車両の更新計画（他都市を含む全営業所）

年次	総車両数(注)	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ワンステップ・ノンステップバスの割合
平成17年度末 (2005年度末)	454	143	78	49%
平成18年度末 (2006年度末)	543	185	117	56%
平成22年度末 (2010年度末)	543	285	130	76%

(注) 平成18年4月1日に3社のバス事業者が合併したため、総車両数が約100台増加


表-12 京都バスの公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次					
	H18	19	20	21	22	23～
四条河原町バス停を発着する車両の約90%をワンステップ・ノンステップバスとする						

<参考> 京都バスの車両の更新計画

年次	総車両数	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ワンステップ・ノンステップバスの割合
平成17年度末 (2005年度末)	102	35	4	38%
平成18年度末 (2006年度末)	102	45	4	48%
平成22年度末 (2010年度末)	—	—	—	約90%

表-13 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次					
	H18	19	20	21	22	23～
四条河原町バス停を発着する車両の約90%をノンステップバスとする						

<参考> 京都市交通局（市バス）の車両の更新計画

年次	総車両数	ノンステップバスの車両数	ノンステップバスの割合
平成17年度末 (2005年度末)	750	354	47%
平成18年度末 (2006年度末)	750	455	61%

3 その他の施設におけるバリアフリー化事業計画等の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

四条河原町北東角ビルの新築に当たっては、エレベーターや階段など、阪急河原町駅から地上への経路の一部となる部分について、できる限り旅客施設のバリアフリー化基準に合った施設整備を行います。また、阪急河原町駅と道路、周辺商業施設等とを結ぶ経路について、バリアフリー化に必要な次のような事業計画を進めます。

ア 東改札口からの経路

(ア) 情報案内設備について

a 移動経路における分かりやすい案内表示の設置

移動経路において、階段・エレベーターなどの分かりやすい案内表示について、民間ビル管理者等の関係事業者と協議しながら検討します。

b 移動経路における視覚障害者誘導用ブロック・階段手すりへの点字表示の設置

主要な連絡階段の上端・下端部への警告用点状ブロックの設置や階段手すりへの点字表示の設置について、民間ビル管理者等の関係事業者と協議しながら検討します。

イ 中央改札口からの経路

(イ) 利用動線

a 連絡階段の改善

地下コンコースと地上とを結ぶ主要な階段における、手すりの設置・改善について、民間ビル管理者等の関係事業者と協議しながら検討します。

(イ) 情報案内設備について

a 移動経路における分かりやすい案内表示の設置

移動経路において、階段・エレベーターなどの分かりやすい案内表示について、民間ビル管理者等の関係事業者と協議しながら検討します。

b 移動経路における視覚障害者誘導用ブロック・階段手すりへの点字表示の設置

主要な連絡階段の上端・下端部への警告用点状ブロックの設置や階段手すりへの点字表示の設置について、民間ビル管理者等の関係事業者と協議しながら検討します。

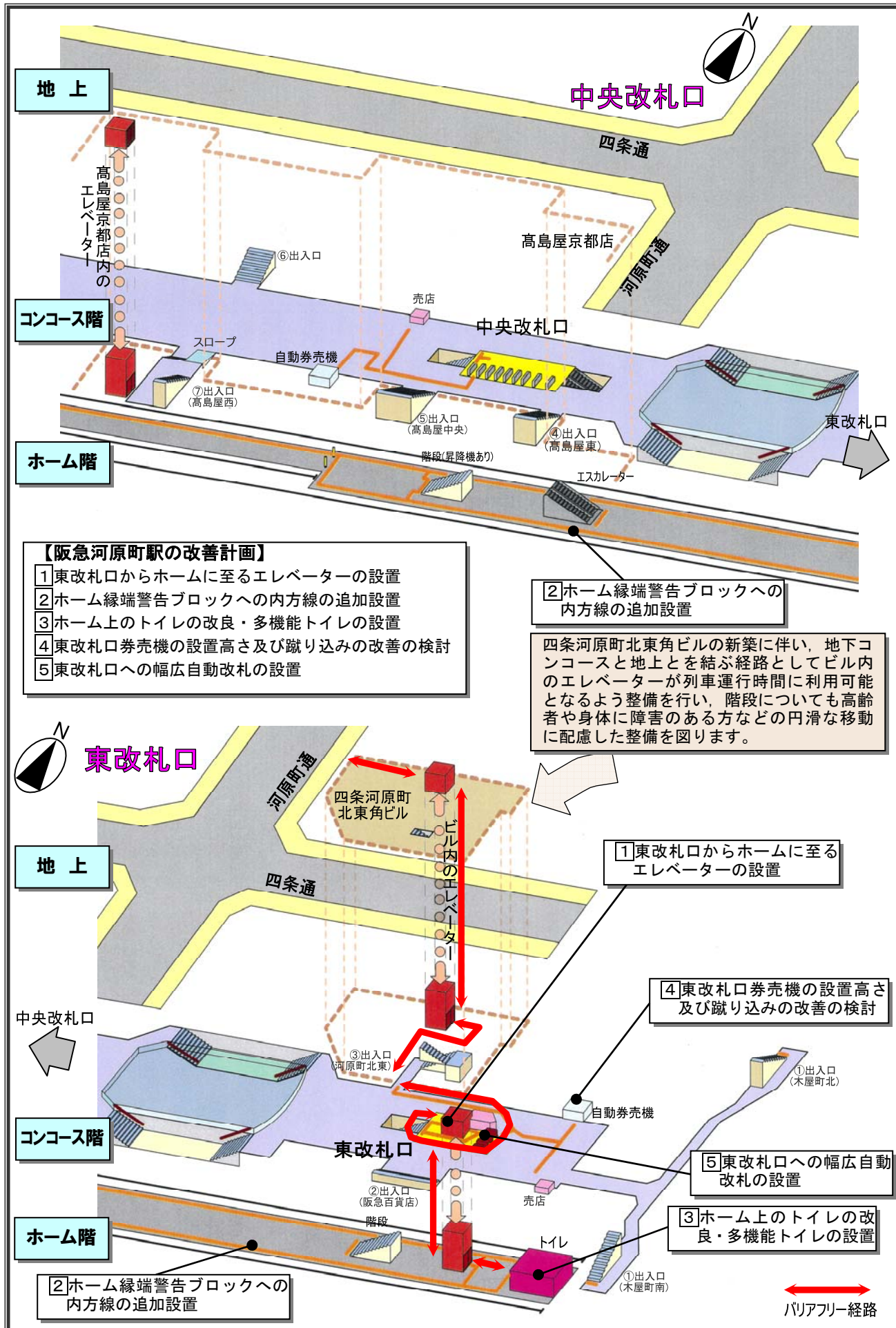
(2) バリアフリー化事業計画の概要

その他の施設におけるバリアフリー化事業計画の概要を表-14に示します。

表-14 その他の施設におけるバリアフリー化事業計画の概要

施設名	事業内容	事業主体	目標年次					
			H18	19	20	21	22	23～
高島屋 京都店	地下コンコースと地上とを結ぶ主要な階段における手すりの設置・改善	高島屋	▶					
	主要な階段の手すりへの点字表示の設置		▶					
	主要な連絡階段の上端・下端部への警告用点状ブロックの設置		▶					
	階段・エレベーター等の分かりやすい案内表示の検討		▶					

図-14 阪急河原町駅のバリアフリー化事業計画



4 道路のバリアフリー化事業計画等の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

道路管理者（京都市）が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業計画等を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 特定経路

特定経路においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

イ 準特定経路

特定経路を補完する準特定経路においては、特定経路と連続して歩行者優先策の検討を行います。

ウ 特定経路、準特定経路以外の道路

駅周辺に広く分布する商業施設、公共・公益施設への歩行者の移動経路や駅周辺に居住する市民及び京都を訪れる観光客の阪急河原町駅へのアクセス経路の確保などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、交通バリアフリー化事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう努めます。

エ その他

(ア) 放置自転車等の対策

放置自転車の対策については、京都市自転車総合計画に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の実業家などとの協力・連携を図りながら取組を進めます。看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街の実業家などとの協力・連携を図りながら取組を進めます。

さらに、歩いて楽しいまちなか戦略の一環として、当地区や烏丸地区の一部を含む都心部での放置自転車問題の抜本的解決を図るために策定した「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」により、御射山公園や新京極公園の地下を活用した自転車等駐車場の整備や自転車駐車場付置義務の見直し等による駐輪スペースの確保を図るとともに、地域との協働による啓発・監視活動や放置自転車の撤去の強化など駐輪マナーの向上に取り組んでいきます。

(イ) その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成18年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

河原町地区における道路特定事業計画の概要を表-15に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表-16に示します。

表-15 道路特定事業の概要

経路	路線	事業内容	目標年次					
			H18	19	20	21	22	23 ~
特定経路Ⅰ	主要市道 嵐山祇園線 (通称：四条通)	段差、勾配の改善						
特定経路Ⅱ	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称：河原町通)							
特定経路Ⅲ	主要市道 嵐山祇園線 (通称：四条通)							
特定経路Ⅳ	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称：河原町通)							
特定経路Ⅴ	主要府道 二条停車場東山三条線 (通称：御池通)	改良済み	-					

表-16 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次					
			H18	19	20	21	22	23 ~
準特定経路Ⅰ	市道 寺町通	歩行者優先策の検討						
準特定経路Ⅱ	市道 永松緯6号線・ 市道 開智緯1号線 (通称：仏光寺通)							
—	重点整備地区内のその他の道路	歩行者優先策の検討						

道路のバリアフリー化事業計画等を図-15に示します。

5 信号機などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、特定経路における高齢者や身体に障害のある方などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

視覚障害のある人などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置等の検討を行います。

イ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車の手配・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

ウ その他

交通安全特定事業計画は、平成18年度末を目途に定めますが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

河原町地区における交通安全特定事業計画の概要を表-17に示します。

表-17 交通安全特定事業計画の概要

経路等	路線等	事業内容	目標年次						
			H18	19	20	21	22	23	～
特定経路Ⅰ	主要市道 嵐山祇園線 (通称：四条通)	違法駐車の手配・取締り及び広報・啓発の推進	注)						
特定経路Ⅱ	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称：河原町通)		注)						
特定経路Ⅲ	主要市道 嵐山祇園線 (通称：四条通)		注)						
特定経路Ⅳ	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称：河原町通)		注)						
特定経路Ⅴ	主要府道 二条停車場東山三条線 (通称：御池通)		注)						
準特定経路Ⅰ	市道 寺町通		注)						
準特定経路Ⅱ	市道 永松緯6号線・ 市道 開智緯1号線 (通称：仏光寺通)		注)						
交差点	木屋町四条，河原町綾小路， 四条大和大路各交差点	視覚障害者用付加装置 (音響装置)の設置等 の検討	注)						

注) 現在すでに取組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。

信号機などのバリアフリー化事業計画を図-15に示します。

図-15 道路及び信号機などのバリアフリー化事業計画等



6 その他の取組について

京都市では、平成15年6月に策定した『「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン』に基づいて、人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進しており、平成16年度から、都心地域の東山地区を対象とした交通社会実験などの交通対策に取り組んでいます。そして、平成18年度からは、この河原町地区や隣接する烏丸地区の一部でもある、四条通、河原町通、御池通及び烏丸通の4つの通りで囲まれた歴史的都心地区における交通環境改善の取組として、「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進しています。

7 ソフト施策及びその他の施策の概要

(1) ソフト施策推進の基本的考え方と概要

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や身体に障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表-18に示します。

表-18 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や身体に障害のある方の移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報提供など
		高齢者や身体に障害のある方とのふれあいの場の設置など
		駅などにおける介助体験、疑似体験など
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や身体に障害のある方との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備		手話や筆談などにより適切なコミュニケーションが確保できるような、接客マニュアルによる接客教育
		高齢者や身体に障害のある方へのサポート教育 介助体験、疑似体験などによる訓練、研修
違法駐車・駐輪等の防止		違法駐車・駐輪・看板類等、高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した、駅などのバリアフリー状況に関する情報提供（京都市や公共交通事業者のホームページなど） バリアフリーマップの作成・提供（駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など）
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など

(2) その他の施策

公共交通事業者は、「ＩＣカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民、事業者及び関係行政機関等は、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。

第8章 バリアフリー化事業の推進体制

今後、河原町地区基本構想に位置付けられたバリアフリー化事業を、関係者が互いに連携し、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら円滑かつ効果的に実施していくための事業推進体制を示します。

1 バリアフリー化事業推進に係る取組方針

(1) 緊急性の高い事業の早期着手

公共交通特定事業計画は、河原町地区基本構想策定後できる限り速やかに作成することとし、阪急河原町駅のコンコース階からホームへ至るエレベーターの設置については、平成18年度中に工事に着手します。そのほか、周辺で行われる民間事業とも調整を図りながら移動経路を確保していきます。一方、京阪四条駅のバリアフリー化事業計画についても、平成19年度中の着手を目指して取り組んでいきます。

(2) 事業推進に係る進め方

ア 情報案内設備に関する検討の進め方

情報案内設備（文字、音声）の整備については、阪急河原町駅及び京阪四条駅において移動円滑化整備ガイドラインに沿った整備を進めますが、連絡階段付近の案内表示やバスの乗り換え案内については他の事業者と調整を図る必要があります。さらに、災害などの非常時における、特に聴覚障害のある方に対する緊急情報表示などの在り方については、長期的な施策も含めた検討を行っていく必要もあります。

このため、関係事業者間（道路管理者、公共交通事業者など）で連携するとともに、障害者団体等の意見も伺いながら、長期的な施策も含め、情報案内設備に関する検討を行っていきます。

検討の結果、一定の方向性が定まり、かつ事業実施の環境が整ったものについては、公共交通特定事業又は道路特定事業にも反映させ、順次、事業実施していきます。

イ 道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画策定の進め方

特定経路において実施する、道路のバリアフリー化事業の具体的な内容を定める道路特定事業計画を策定するに当たっては、今後、道路の実態などを詳細に検証したうえで、具体的な改善方策についてさらなる検討を加えていく必要があります。

このため、河原町地区基本構想策定後、学識経験者、高齢者、障害者団体の代表者及び地域の代表者の意見を聴きながら、様々な観点から道路特定事業計画の内容について検討を行い、道路特定事業計画と密接に関連する交通安全特定事業計画の内容についても、あわせて検討を行っていきます。

また、連絡会議や現地踏査の分科会などにおいて提起された特定経路以外の道路環境整備の要望を踏まえ、地区の安全で快適な居住環境の整備なども念頭に、重点整備地区内の道路についてできる限り特定経路と一体的にバリアフリー化を図れるよう、交通バリアフリーの枠組みを越えた歩行者優先策などの施策についても検討を行っていきます。

なお、道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画は、平成18年度末を目途に策定し、公表します。

2 連絡会議による進行管理

これまで、河原町地区のバリアフリー化を推進していくための具体的な方策などについて検討を重ねてきた連絡会議を、河原町地区基本構想策定後も、道路特定事業計画案及び交通安全特定事業計画の取りまとめが完了した段階や各バリアフリー化事業が一定の進捗を見た段階などにおいて適宜開催します。そして、これまでの連絡会議での検討内容など、市民をはじめとする利用者の意向が十分反映された事業進捗が図られているかについて検証を行います。

3 公共交通特定事業に対する支援

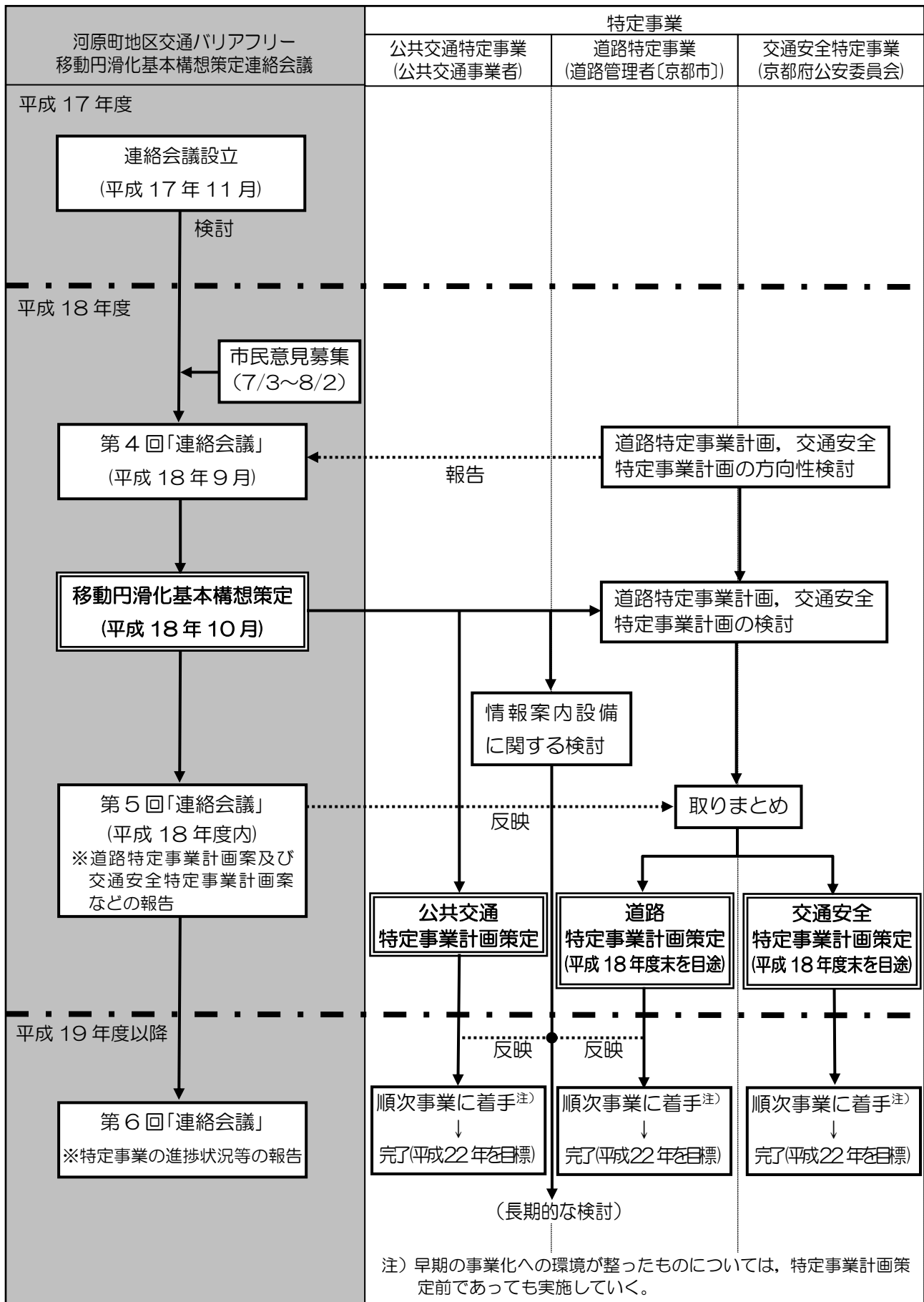
京都市は、阪急河原町駅へのバリアフリー化事業に対し、国及び京都府と連携し、必要な助成を行います。

4 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報提供

京都市は、河原町地区をはじめ全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集し、年1回の更新を基本として、ホームページなどを通じて情報提供を行います。

このバリアフリー化事業の推進体制の構成を図-16に示します。

図-16 バリアフリー化事業の推進体制（主に特定事業）



※特定事業以外の事業については, 可能な限り平成 22 年までに完了するよう努めるとともに, 平成 23 年以降を含めた長期的な取組も進めていきます。
※京都市は, 全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集し, 年 1 回の更新を基本として, ホームページなどを通じて情報提供します。

河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議分科会〔現地踏査〕の概要

1 調査の概要

(1) 実施日：平成17年12月14日(水) 13:30~17:00

(2) 参加者：総数39名

班別 1班：調査員11名

(内訳：視覚障害のある方2名，聴覚障害のある方2名，
内部障害のある方1名，肢体障害のある方1名，
障害のない方5名)

2班：調査員7名

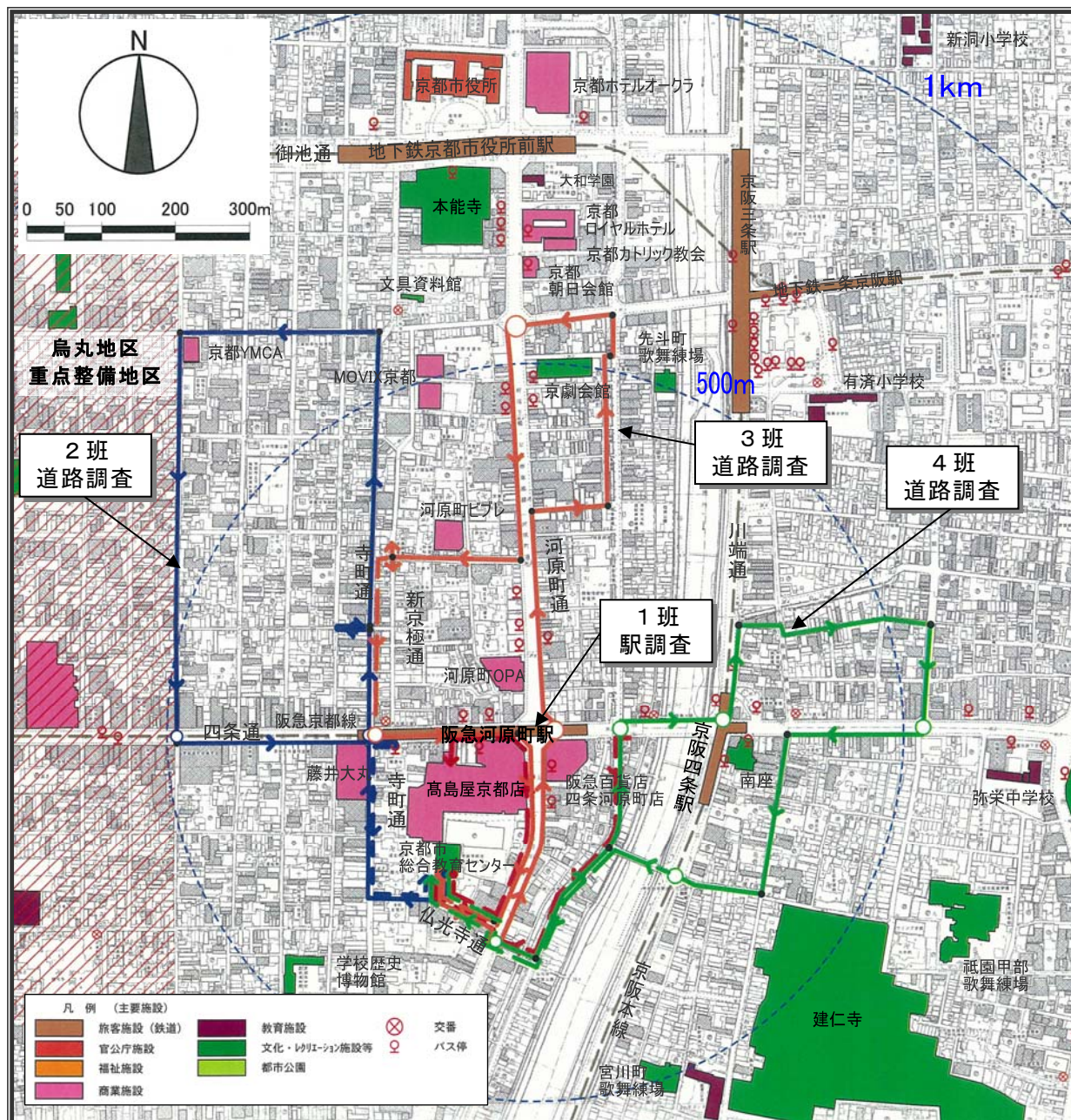
(内訳：障害のない方7名)

3班：調査員11名

(内訳：障害のない方11名)

4班：調査員10名

(内訳：障害のない方10名)



2 調査風景

1 班



駅調査風景



駅調査風景



駅調査風景

2 班



道路調査風景



道路調査風景



道路調査風景

3 班



道路調査風景



道路調査風景



道路調査風景

4 班



道路調査風景



道路調査風景



道路調査風景

会議風景



会場の様子



問題点のまとめ



問題点発表の様子

河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議委員名簿

<50音順, 敬称略, 2006年10月1日現在>

相田 正雄	京都市交通局自動車部技術課長
青木 真美 (副議長)	同志社大学商学部教授
石崎 了	京都市都市計画局交通政策室長 (平成18年4月から)
板倉 治男	京都市建設局道路部道路維持課長 (平成18年4月から)
大森 延三九	下京区市政協力委員連絡協議会開智学区会長
岡嶋 多門	京都府東山警察署交通課長
奥野 寿也	京阪電気鉄道株式会社鉄道事業部技術課長 (平成18年9月から)
笠松 俊夫	京阪バス株式会社運輸部部长
神谷 昌平	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部鉄道技術部副部长
川越 順二	京都市建設局管理部西部土木事務所長 (平成18年4月から)
北村 多造	東山区市政協力委員連絡協議会弥栄学区会長
木村 和史	京都市中京区役所福祉部支援保護課長
藏屋 克彦	京都府警察本部交通部駐車対策課課長補佐 (平成18年4月から)
齊藤 理子	京都市中京区役所区民部まちづくり推進課長 (平成18年4月から)
澤田 忠明	京都市建設局道路部放置車両対策課長
塩見 英三	社団法人京都市老人クラブ連合会中京区老人クラブ連合会副会長
塩谷 孝雄	京都市建設局管理部南部土木事務所長 (平成18年4月から)
下河邊 英寿 (オブザーバー)	京都府企画環境部交通対策課参事 (平成18年6月から)
下畑 賢治 (オブザーバー)	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官 (平成18年4月から)
高崎 努	京都バス株式会社運輸部次長
田桐 敬三	社団法人日本オストミー協会京都支部事務局長
竹内 瞳	NPO法人京都市中途失聴・難聴者協会理事長
田中 正博	東山区市政協力委員連絡協議会新道学区会長
田野 直美	一般公募委員
塚本 直幸 (議長)	大阪産業大学人間環境学部教授
辻川 寛	社団法人京都府視覚障害者協会生活環境改善部長
當間 正敏	京都市聴覚障害者協会理事兼中京支部事務局長
富永 哲生	京都府警察本部交通部交通規制課調査官
中田 健次	京都市下京区役所区民部まちづくり推進課長
西澤 亨	京都市都市計画局建築指導部審査課長
野間 歩	京都市東山区役所福祉部支援保護課長 (平成18年4月から)
日野 勝	NPO法人京都市肢体障害者協会副会長兼事務局長
馬屋原 宏	京都市東山区役所区民部まちづくり推進課長 (平成18年4月から)
三津田 孝秀	京都府五条警察署交通課長 (平成18年4月から)
宮川 邦博	京都市建設局管理部東部土木事務所長
八木 浄一	下京区市政協力委員連絡協議会永松学区会長
山口 昌巳	京都市下京区役所福祉部福祉介護課長 (平成18年4月から)
山田 清三郎	中京区市政協力委員連絡協議会生祥学区会長
山本 和夫	京都市建設局管理部監理検査課長
山本 訓三	中京区市政協力委員連絡協議会立誠学区会長
山本 巳根子	一般公募委員

【前委員】肩書きは、委員就任時のもの

石川 三樹生	京都市建設局管理部南部土木事務所長 (平成18年3月まで)
神園 慶子	京都市下京区役所福祉部福祉介護課長 (平成18年3月まで)
古賀 秀幸	京都府五条警察署交通課長 (平成18年3月まで)
小林 眞司	京都市東山区役所福祉部支援保護課長 (平成18年3月まで)
佐伯 英和	京都市建設局管理部西部土木事務所長 (平成18年3月まで)
坂本 修司 (オブザーバー)	京都府企画環境部交通対策課参事 (平成18年5月まで)
新谷 秀明	京都市建設局道路部道路維持課長 (平成18年3月まで)
田口 政一郎	京都市中京区役所区民部まちづくり推進課長 (平成18年3月まで)
竹内 保 (オブザーバー)	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局企画調整官 (平成18年3月まで)
谷口 進	京都市都市計画局都市企画部担当部長 (平成18年3月まで)
二木 久雄	京都市東山区役所区民部まちづくり推進課長 (平成18年3月まで)
森下 卓治	京都府警察本部交通部駐車対策課課長補佐 (平成18年3月まで)